

## 4. 履修の規程、カリキュラム構成

### 4-1 こども心理学部こども心理学科

#### 4-1-1 履修の規程

<必修・選択科目>

必修科目	卒業するために修得が必須となる科目。
選択科目	所定の領域の中から選択して履修する科目。卒業要件の124単位には含まれるが、必修ではない。
自由科目	自由に選択して履修する科目。卒業要件の124単位に含まれるが、必修ではない。

<履修の規程>

こども心理学部こども心理学科の正科生（1年次入学・3年次編入学）の卒業要件単位数は、124単位以上とする。（3年次編入学は包括認定単位数を含める。）

#### ●一般教育科目（1年次入学のみ該当）

一般教育科目	教養科目群	人文	[国語表現] を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。
		自然科学	4単位以上を選択必修とする。
		社会	4単位以上を選択必修とする。
	スポーツ科目群	2単位以上を選択必修とする。	
	情報処理科目群	[情報科学概論][情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)] を必修とする。	
	外国語科目群	[英語Ⅰ][英語コミュニケーションⅠ][リスニング] を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。	
	合計	一般教育科目から上記を含む合計32単位以上の修得を卒業要件単位数とする。	

#### ●専門教育科目

科目	所属	3年次編入学		
		1年次入学	認定心理士・生涯学習コース	幼稚園教諭一種免許コース 小学校教諭一種免許コース
専門教育科目	基礎科目	6科目12単位全てを必修とする。		
	基幹科目	[教育心理学][カウンセリング論] を必修とし、残りの科目から8単位以上を選択必修とする。	12単位全てを必修とする。	
	展開科目	合計48単位以上を選択必修とする。	認定単位を含め、62単位以上を選択必修とする。	認定単位を含め、68単位以上を選択必修とする。
	自由選択科目	20単位	6単位	—
	合計	専門教育科目から合計92単位以上（3年次編入学は包括認定単位数を含む）の修得を卒業要件単位数とする。		

### 4-1-2 科目履修のための前提条件について

一部科目は、以下の通り履修にあたり前提条件が設定されています。

#### ■一般教育科目

科目区分	科目名	前提条件
情報処理科目群	情報処理基礎Ⅱ(機器操作を含む)	前学期までに[情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)]の単位を修得していること

#### ■専門教育科目

科目区分	科目名	前提条件
基幹科目	心理・教育アセスメントⅠ	前学期までに[心理学概論(こころの形成)][心理学概論(こころの理解)][心理学研究法Ⅰ][心理統計法Ⅰ]の単位を修得していること
展開科目(心理)	発達生理心理学Ⅱ	前学期までに[発達生理心理学Ⅰ]の単位を修得していること
	心理療法上級	前学期までに[心理療法基礎]の単位を修得していること
	心理統計法Ⅱ	前学期までに[心理統計法Ⅰ]の単位を修得していること
	心理学基礎実験	前学期までに[情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)]※[心理学概論(こころの形成)][心理学概論(こころの理解)][心理学研究法Ⅰ][心理統計法Ⅰ]の単位を修得していること ※[情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)]は正科生1年次入学の学生のみ適用
	心理・教育アセスメントⅡ	前学期までに[心理・教育アセスメントⅠ]の単位を修得していること
展開科目(教育)	心理学研究法Ⅱ	前学期までに[心理学研究法Ⅰ]の単位を修得していること
	教職実践演習(幼・小)	[教育実習]を終了していること。 ただし、取得を目指す同校種の実務経験があり、教育職員免許法施行規則第六条備考九を使用して教育実習を行わない場合には、本学が定める期日までに通信教育部へ連絡のうえ手続きをすること。
	教育実習Ⅰ(幼) 教育実習Ⅱ(幼)	①[教育実習指導(事前・事後)]の事前指導に関する部分を受講していること ②教育実習要件科目※の単位を修得していること ※「カリキュラム構成」(P.75～83)参照
卒業研究科目	教育実習Ⅰ(小) 教育実習Ⅱ(小)	①[教育実習指導(事前・事後)]の事前指導に関する部分を受講していること ②教育実習要件科目※の単位を修得していること ※「カリキュラム構成」(P.75～83)参照
	卒業研究・卒業論文	[こども心理学演習]※の単位を修得していること ※「単位修得に関する事項」(P.62～64)参照

### 4-1-3 進級要件

●正科生（1年次入学）

正科生（1年次入学）は以下に定められているとおり、必修および選択科目を合わせて、所定の単位以上を修得しなければ進級できません。

<進級要件単位>

科目区分	3年次への進級要件		4年次への進級要件	
	一般教育科目	必修科目	6単位以上	必修科目
小計		22単位以上	小計	28単位以上
専門教育科目	必修科目	12単位以上	必修科目	16単位以上
	小計	38単位以上	小計	64単位以上
合計	60単位以上		92単位以上	

●正科生（3年次編入学）

正科生（3年次編入学）は進級要件はありません。ただし、履修条件のある科目に注意して計画的に履修し、卒業要件を満たしてください。

### 4-1-4 卒業要件

正科生（1年次入学・3年次編入学）は以下に定められているとおり、必修、選択必修および自由選択科目を合わせて、所定の単位以上を修得しなければ卒業できません。

●正科生（1年次入学）

<卒業要件単位>

科目区分	卒業要件単位				備考		
	必修	選択必修	自由選択	小計			
一般教育科目	教養科目群	人文	2	2	6	32単位以上	卒業要件単位数の124単位中、30単位以上はスクーリング単位（対面授業・メディア授業・ライブ授業）、テキストスクーリング科目（単位数の半分）で満たさなければならない。
		自然科学	0	4			
		社会	0	4			
	スポーツ科目群	0	2				
	情報処理科目群	4	0				
外国語科目群	6	2					
専門教育科目	基礎科目	12	0	20	92単位以上		
	基幹科目	4	8				
	展開科目	0	48				
	卒業研究科目	0	0				
合計	28単位	70単位	26単位	124単位			

●正科生（3年次編入学）

<卒業要件単位>

◆認定心理士・生涯学習コース

科目区分	卒業要件単位			備考	
	必修	選択必修	小計		
一般教育科目（認定単位）	(32)		32単位	・認定単位数を含む。 ・卒業要件単位数の124単位中、認定単位*を含む30単位以上はスクーリング単位（対面授業・メディア授業・ライブ授業）、テキストスクーリング科目（単位数の半分）で満たさなければならない。	
専門教育科目	基礎科目	12	0		92単位以上
	基幹科目	4	8		
	展開科目 (認定単位)	0	34		
合計	-		124単位		

\*基幹科目もしくは展開科目の中からそれぞれに必要な単位数に加え、余剰分6単位以上がさらに必要となる。

◆幼稚園教諭一種免許コース・小学校教諭一種免許コース

科目区分	卒業要件単位			備考	
	必修	選択必修	小計		
一般教育科目	日本国憲法	2	0	32単位	・認定単位数を含む。 ・卒業要件単位数の124単位中、認定単位*を含む30単位以上はスクーリング単位（対面授業・メディア授業・ライブ授業）、テキストスクーリング科目（単位数の半分）で満たさなければならない。
	体育実技A	左記の科目のうち 2単位以上 選択必修			
	体育実技B				
	レクリエーション論				
	健康科学論				
	情報処理基礎 I（機器操作を含む）	2	0		
	英語 I	2	0		
(認定単位)	(24)				
専門教育科目	基礎科目	12	0	92単位以上	
	基幹科目	8	0		
	(認定単位)	(4)			
	展開科目	0	44		
(認定単位)	(24)				
合計	-		124単位		

\*通学課程で修得した単位は30単位を上限としてスクーリング科目による単位として認定されるが、通信課程で修得した単位は入学資格を証明する書類により授業形態を確認し、個別に認定する。

## ●カリキュラム構成の見方 (P.75～)

## ＜授業方法＞欄

T：テキスト科目

S：スクーリング科目（対面授業）

M：スクーリング科目（メディア授業）

L：スクーリング科目（ライブ授業）

TS：テキストスクーリング科目

## ＜開講ターム＞欄 【テキスト科目のみ】

奇：奇数ターム開講

偶：偶数ターム開講

## ＜授業形態＞欄

講：講義

演：演習

実：実技or実験or実習

## ＜各要件＞欄

卒業要件：卒業するために必要な科目・単位

実習要件：教育実習実施前学期までに必要な科目

資格・教員免許要件：認定心理士や教員免許等を取得するために必要な科目

## ＜資格・免許要件＞欄

○：本学において、資格・免許を取得するために必須としている科目

△：選択必修科目

（）：認定心理士資格要件上、副次主題のため、修得した単位数の1/2換算を表す

## 《注意事項》

※所属学部・コースに開講する科目のみ、履修することができます。

※各科目の担当教員や、スクーリング科目の授業形態（対面授業・メディア授業・ライブ授業）は、シラバスや年度始めに提示する開講予定表を参照してください。

※講義概要の変更等により、今後授業形態が変更となる場合があります。

## 4-1-5 カリキュラム構成

## こども心理学部こども心理学科

## ●正科生（1年次入学）

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講ターム	授業形態	認定心理士	幼免一種 実習要件	小免一種 実習要件	社会福祉主事 免許要件	卒業要件単位数				備考
										必修	選択	小計	合計	
一般教育科目	人文	哲学	1 2 3 4	T	奇	講						2	一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上 教員免許状取得希望者は、体育実技A又は体育実技Bいずれかの単位を修得すること。 履修条件有 (P.71)	
		宗教学	1 2 3 4	T	奇	講						2		
		歴史学	1 2 3 4	T	偶	講						2		
		文学	1 2 3 4	T	偶	講						2		
		国語表現	1 2 3 4	S		講					2			
	自然科学	数学	1 2 3 4	T	偶	講						2		
		天文学	1 2 3 4	T	奇	講						2		
		生命科学	1 2 3 4	T	偶	講						2		
		脳科学	1 2 3 4	M		講						2		
		環境科学	1 2 3 4	T	偶	講						2		
	社会	社会学	1 2 3 4	T	偶	講					△	2		
		政治学	1 2 3 4	L		講						2		
		経済学	1 2 3 4	T	偶	講					△	2		
		法律学	1 2 3 4	T	奇	講					△	2		
		日本国憲法	1 2 3 4	T	奇	講			○	○		2		
	スポーツ科目群	体育実技A	1 2 3 4	S		実			△	△		1		
体育実技B		2 3 4	S		実			△	△		1			
レクリエーション論		1 2 3 4	S		講			△	△		2			
健康科学論		2 3 4	T	奇	講			△	△		2			
情報処理科目群	情報科学概論	1 2 3 4	T	偶	講						2			
	情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)	1 2 3 4	M		演			○	○		2			
	情報処理基礎Ⅱ(機器操作を含む)	2 3 4	S		演						2			
外国語科目群	英語Ⅰ	1 2 3 4	T	奇	講			△	△		2			
	英語Ⅱ	2 3 4	T	奇	講			△	△		2			
	英語コミュニケーションⅠ	1 2 3 4	S		演			△	△		2			
	英語コミュニケーションⅡ	2 3 4	S		演			△	△		2			
	リスニング	1 2 3 4	L		演			△	△		2			
中国語	2 3 4	S		演						2				

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講タイム	授業形態	認定心理士	卒業要件単位数				備考	
							実習要件	幼免一種	小免一種	社会福祉主事		
専門教育科目	基礎科目	子ども学	1 2 3 4	T	奇講						2	一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上 専門教育科目から92単位以上
		心理学概論(こころの形成)	1 2 3 4	T	偶講	○	△	△			2	
		心理学概論(こころの理解)	1 2 3 4	T	奇講	○	△	△			2	
		乳幼児心理学	1 2 3 4	T	偶講	○	○	△			2	
		子ども臨床心理学	1 2 3 4	T	奇講	○	△	△			2	
		子どもの心理学(総論)	1 2 3 4	T	偶講	(○)	△	△			2	
	基幹科目	教育心理学	1 2 3 4	T	奇講	○	○	○	○		2	
		青年心理学	2 3 4	T	偶講	△					2	
		パーソナリティ心理学	2 3 4	T	偶講	△					2	
		カウンセリング論	2 3 4	T	奇講	○					2	
		発達心理学	2 3 4	T	奇講	△	○	△			2	
		心理学研究法Ⅰ	1 2 3 4	M	講	○					2	
		心理統計法Ⅰ	1 2 3 4	M	演	○					2	
		心理・教育アセスメントⅠ	2 3 4	S	実	○					2	
教育学概論	1 2 3 4	T	偶講		○	○	○	○	△	2		

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講タイム	授業形態	認定心理士	卒業要件単位数				備考		
							実習要件	幼免一種	小免一種	社会福祉主事			
専門教育科目	展開科目(心理)	認知心理学	2 3 4	T	奇講	△						2	一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上 展開科目から48単位以上 専門教育科目から92単位以上
		感情心理学	2 3 4	T	奇講	△						2	
		発達生理心理学Ⅰ	2 3 4	T	偶講	△						2	
		発達生理心理学Ⅱ	3 4	T	偶講	△						2	
		比較行動学	3 4	T	偶講	△						2	
		精神保健学	2 3 4	T	偶講	(△)				△		2	
		発達の課題と障害	3 4	T	偶講	△						2	
		発達障害学	1 2 3 4	T	偶講	△						2	
		心身医学	3 4	T	偶講	(△)						2	
		心理療法基礎	2 3 4	S	演	△						2	
		心理療法上級	3 4	S	演	△						2	
		家族の心理学	1 2 3 4	T	偶講	△						2	
		親子関係の心理学	3 4	T	偶講	(△)						2	
		言語心理学	3 4	T	奇講	△						2	
		集団の心理学	2 3 4	T	奇講	△						2	
		学校教育カンファレンス	3 4	S	演	(△)						2	
	子育てカンファレンス	3 4	S	演	(△)						2		
	子どもマーケット調査論	2 3 4	T	偶講							2		
	子ども文化	2 3 4	S	講							2		
	対人コミュニケーション論	2 3 4	T	奇講	△						2		
	対人コミュニケーションスキル	3 4	S	演	△						2		
	少年非行の心理学	1 2 3 4	T	奇講	△						2		
	犯罪の心理学	3 4	T	奇講	△						2		
	心理統計法Ⅱ	2 3 4	S	演	△						2		
	心理学基礎実験	2 3 4	S	実	○						2		
	心理・教育アセスメントⅡ	3 4	S	演	(△)						2		
	社会的認知	2 3 4	M	講	△						2		
	文化心理学	2 3 4	T	奇講	△						2		
	心理学研究法Ⅱ	2 3 4	S	演	△						2		
	産業カウンセリング	3 4	M	講	△						2		
	ストレスマネジメント論	2 3 4	T	奇講	△						2		

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講タイム	授業形態	認定心理士	幼免一種 実習要件	小免一種 実習要件	社会福祉主事	卒業要件単位数			備考
										必修	選択	合計	
専門教育科目 展開科目(教育)	国語	234	T	偶	講							2	
	社会	234	T	奇	講							2	
	算数	234	T	偶	講							2	
	理科	234	T	奇	講							2	
	生活	234	T	偶	講							2	
	子ども美術	234	T	奇	講							2	
	家庭	234	T	奇	講							2	
	子ども体育	234	T	偶	講							2	
	子ども音楽	234	T	奇	講							2	
	初等英語	234	T	偶	講							2	
	音楽実技 I A	1234	S		実							1	
	音楽実技 I B	1234	S		実							1	
	初等国語科教育法	234	T	偶	講							2	
			TS		演								
	初等社会科教育法	234	T	奇	講							2	
			TS		演								
	初等算数科教育法	234	T	偶	講							2	
			TS		演								
	初等理科教育法	234	T	奇	講							2	
			TS		演								
	初等生活科教育法	234	T	偶	講							2	
			TS		演								
	初等音楽科教育法	234	T	奇	講							2	
			TS		演								
	初等図画工作科教育法	234	T	奇	講							2	
			TS		演								
	初等家庭科教育法	234	T	奇	講							2	
			TS		演								
	初等体育科教育法	234	T	奇	講							2	
			TS		演								
初等英語教育法	234	T	偶	講							2		
		TS		演									
教職論	234	T	偶	講		○	○	○			2		
比較教育制度論	234	T	偶	講			○	○			2		
学校安全	234	T	奇	講			○	○			2		
特別支援教育	234	T	偶	講			○	○			2		
子ども教育課程論	234	T	偶	講		○	○	○			2		
道德教育	234	T	偶	講			△	○	○		2		
総合的な学習の指導法	234	T	偶	講				○			2		
生徒・進路指導	234	T	奇	講				○	○		2		
教育相談	234	T	偶	講				○			2		

4科目8単位以上  
5科目10単位以上

※4科目8単位以上

一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上  
専門教育科目から92単位以上  
展開科目から48単位以上

※テキスト科目(T)又はテキストスクーリング科目(TS)のいずれかが選択できる。ただし、実習要件の4科目8単位以上は、TS科目で単位修得するよう努めること。

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講タイム	授業形態	認定心理士	幼免一種 実習要件	小免一種 実習要件	社会福祉主事	卒業要件単位数			備考
										必修	選択	合計	
専門教育科目 展開科目(教育)	健康	234	T	奇	講							2	
	人間関係	234	T	偶	講							2	
	環境	234	T	偶	講							2	
	言葉	234	T	奇	講							2	
	表現	234	T	偶	講							2	
	保育内容総論(保育指導法)	234	T	奇	講							2	
	健康指導法	234	TS		演							2	
	人間関係指導法	234	TS		演							2	
	環境指導法	234	TS		演							2	
	言葉指導法	234	TS		演							2	
	造形表現指導法	234	TS		演							2	
	音楽表現指導法	234	TS		演							2	
	幼児理解と保育相談	234	T	偶	講							2	
	教育の方法と技術(情報通信技術の活用を含む)	234	T	偶	講		○		○			2	
	特別活動	234	T	偶	講				○			2	
	子ども家庭福祉	234	T	奇	講			△	△	△		2	
	社会福祉	34	T	奇	講					△		2	
	国際社会の福祉	4	L		講							2	
	多文化共生社会論	1234	T	奇	講							2	
	教職実践演習(幼・小)	4	S		演			○		○		2	履修条件有(P.71)
	教育実習指導(事前・事後)(幼)	4	S		実		事前のみ	○				1	3年次の所定の時期から履修し、4年次に単位付与
	教育実習 I (幼)	4	S		実			○				2	履修条件有(P.71)
	教育実習 II (幼)	4	S		実			○				2	履修条件有(P.71)
	教育実習指導(事前・事後)(小)	4	S		実			事前のみ		○		1	3年次の所定の時期から履修し、4年次に単位付与
	教育実習 I (小)	4	S		実					○		2	履修条件有(P.71)
	教育実習 II (小)	4	S		実					○		2	履修条件有(P.71)
	介護等体験	34			実					○			
	卒業科目 卒業研究	こども心理学演習	34	T/S		演	△					2	
		卒業研究・卒業論文	4	T/S		演	△					4	履修条件有(P.71)

3科目6単位以上  
3科目6単位以上

一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上  
専門教育科目から92単位以上  
展開科目から48単位以上

※メディア授業(M)、ライブ授業(L)の科目は、スクーリング単位として換算できます。  
※テキストスクーリング(TS)科目は、1単位をスクーリング単位として換算できます。

## こども心理学部こども心理学科

## ●正科生（3年次編入学 認定心理士・生涯学習コース）

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講タイム	授業形態	認定心理士	社会福祉主事	卒業要件単位数			備考
								必修	選択	小計	
一般教育科目	認定単位							32		32	
基礎科目	子ども学	3 4	T	奇	講			2		12単位	
	心理学概論（こころの理解）	3 4	T	奇	講	○		2			
	心理学概論（こころの形成）	3 4	T	偶	講	○		2			
	乳幼児心理学	3 4	T	偶	講	○		2			
	子ども臨床心理学	3 4	T	奇	講	○		2			
	子どもの心理学（総論）	3 4	T	偶	講	○		2			
	教育心理学	3 4	T	奇	講	○		2			
基幹科目	青年心理学	3 4	T	偶	講	△		2		12単位以上	
	パーソナリティ心理学	3 4	T	偶	講	△		2			
	カウンセリング論	3 4	T	奇	講	○		2			
	発達心理学	3 4	T	奇	講	△		2			
	教育学概論	3 4	T	偶	講		△	2			
	心理学研究法Ⅰ	3 4	M		講	○		2			
	心理統計法Ⅰ	3 4	M		演	○		2			
	心理・教育アセスメントⅠ	3 4	S		実	△		2			
	心理統計法Ⅱ	3 4	S		演	○		2			
	心理学基礎実験	3 4	S		実	○		2			
専門教育科目	認知心理学	3 4	T	奇	講	△		2		62単位以上	
	感情心理学	3 4	T	奇	講	△		2			
	言語心理学	3 4	T	奇	講	△		2			
	親子関係の心理学	3 4	T	偶	講	△		2			
	発達の課題と障害	3 4	T	偶	講	△		2			
	発達生理心理学Ⅰ	3 4	T	偶	講	△		2			
	発達生理心理学Ⅱ	3 4	T	偶	講	△		2			
	比較行動学	3 4	T	偶	講	△		2			
	心理療法基礎	3 4	S		演	△		2			
	心理療法上級	3 4	S		演	△		2			
	精神保健学	3 4	T	偶	講	△	△	2			
	発達障害学	3 4	T	偶	講	△		2			
	心身医学	3 4	T	偶	講	△		2			
	少年非行の心理学	3 4	T	奇	講	△		2			
	犯罪の心理学	3 4	T	奇	講	△		2			
	学校教育カンファレンス	3 4	S		演	△		2			
	子育てカンファレンス	3 4	S		演	△		2			
	集団の心理学	3 4	T	奇	講	△		2			
	対人コミュニケーション論	3 4	T	奇	講	△		2			
	対人コミュニケーションスキル	3 4	S		演	△		2			
	家族の心理学	3 4	T	偶	講	△		2			
	子どもマーケット調査論	3 4	T	偶	講			2			
	子ども文化	3 4	S		講			2			
	心理・教育アセスメントⅡ	3 4	S		演	△		2			
	社会的認知	3 4	M		講	△		2			
	文化心理学	3 4	T	奇	講	△		2			
	心理学研究法Ⅱ	3 4	S		演	△		2			
	ストレスマネジメント論	3 4	T	奇	講	△		2			
	産業カウンセリング	3 4	M		講	△		2			
	子ども家庭福祉	3 4	T	奇	講		△	2			
社会福祉	3 4	T	奇	講		△	2				
国際社会の福祉	4	L		講			2				
多文化共生社会論	3 4	T	奇	講			2				
認定単位							28				

(注) 基礎科目・基幹科目・展開科目それぞれの最低必要単位数の合計ではありません。  
 ※メディア授業 (M)、ライブ授業 (L) の科目は、スクーリング単位として換算できます。  
 参照：認定心理士資格 [(公社) 日本心理学会認定資格] に係る科目読替表 (P.96)

## こども心理学部こども心理学科

## ●正科生（3年次編入学 幼稚園教諭一種免許コース）

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講タイム	授業形態	幼免一種 実習要件	社会福祉主事	卒業要件単位数			備考
								必修	選択	小計	
一般教育科目	認定単位							24		24	
基礎科目	子ども学	3 4	T	奇	講			2		32単位以上	教員免許取得希望者は、体育実技 A 又は体育実技 B いずれかの単位を修得すること。
	心理学概論（こころの理解）	3 4	T	奇	講	△		2			
	心理学概論（こころの形成）	3 4	T	偶	講	△		2			
	乳幼児心理学	3 4	T	偶	講	○		2			
	子ども臨床心理学	3 4	T	奇	講	△		2			
	子どもの心理学（総論）	3 4	T	偶	講	△		2			
	教育心理学	3 4	T	奇	講	○		2			
基幹科目	教育心理学	3 4	T	奇	講	○		2		12単位	
	発達心理学	3 4	T	奇	講	○		2			
	カウンセリング論	3 4	T	奇	講			2			
	認定単位							4			
	健康	3 4	T	奇	講	3科目6単位以上	○		2		
人間関係	3 4	T	偶	講	○		2				
環境	3 4	T	偶	講	○		2				
言葉	3 4	T	奇	講	○		2				
表現	3 4	T	偶	講	○		2				
専門教育科目	音楽実技ⅠA	3 4	S		実			1		68単位以上	
	音楽実技ⅠB	3 4	S		実			1			
	保育内容総論(保育指導法)	3 4	T	奇	講	3科目6単位以上	○		2		
	健康指導法	3 4	TS		演	○		2			
	人間関係指導法	3 4	TS		演	○		2			
	環境指導法	3 4	TS		演	○		2			
	言葉指導法	3 4	TS		演	○		2			
	造形表現指導法	3 4	TS		演	○		2			
	音楽表現指導法	3 4	TS		演	○		2			
	教職論	3 4	T	偶	講	○		2			
	比較教育制度論	3 4	T	偶	講	○		2			
	学校安全	3 4	T	奇	講	○		2			
	特別支援教育	3 4	T	偶	講	○		2			
	子ども教育課程論	3 4	T	偶	講	○		2			
	教育の方法と技術(情報通信技術の活用を含む)	3 4	T	偶	講	○		2			
	幼児理解と保育相談	3 4	T	偶	講	○		2			
	教育実習指導(事前・事後)(幼)	4	S		実	○		1			
	教育実習Ⅰ(幼)	4	S		実	○		2			
	教育実習Ⅱ(幼)	4	S		実	○		2			
	教職実践演習(幼・小)	4	S		演	○		2			
	道徳教育	3 4	T	偶	講	△		2			
	初等英語	3 4	T	偶	講			2			
	子ども家庭福祉	3 4	T	奇	講	△	△	2			
	社会福祉	3 4	T	奇	講		△	2			
多文化共生社会論	3 4	T	奇	講			2				
心身医学	3 4	T	偶	講			2				
精神保健学	3 4	T	偶	講		△	2				
認知心理学	3 4	T	奇	講			2				
感情心理学	3 4	T	奇	講			2				
少年非行の心理学	3 4	T	奇	講			2				
発達障害学	3 4	T	偶	講			2				
集団の心理学	3 4	T	奇	講			2				
対人コミュニケーション論	3 4	T	奇	講			2				
認定単位							24				

※メディア授業 (M) の科目は、スクーリング単位として換算できます。  
 ※テキストスクーリング (TS) 科目は、1 単位をスクーリング単位として換算できます。  
 参照：幼稚園教諭一種免許課程に係る科目読替表 (P.98-99)

こども心理学部こども心理学科

●正科生（3年次編入学 小学校教諭一種免許コース）

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講チーム	授業形態	小免一種 実習要件	小免一種 免許要件	社会福祉 主事	卒業要件単位数		備考
									必修	選択	
一般教育科目	日本国憲法	3 4	T	奇	講	○			2		教員免許状取得希望者は、体育実技 A 又は体育実技 B いずれかの単位を修得すること。
	体育実技 A	3 4	S	実	実	△			1		
	体育実技 B	3 4	S	実	実	△			1		
	レクリエーション論	3 4	S	講	講	△			2		
	健康科学論	3 4	T	奇	講	△			2		
	情報処理基礎 I (機器操作を含む)	3 4	M	演	演	○			2		
	英語 I	3 4	T	奇	講	○			2		
認定単位									24		
基礎科目	子ども学	3 4	T	奇	講				2		3年次の所定の時期から履修し、4年次に単位付与履修条件有 (P.71) 履修条件有 (P.71) 履修条件有 (P.71)
	心理学概論(こころの理解)	3 4	T	奇	講	△			2		
	心理学概論(こころの形成)	3 4	T	偶	講	△			2		
	乳幼児心理学	3 4	T	偶	講	△			2		
	子ども臨床心理学	3 4	T	奇	講	△			2		
	子どもの心理学 (総論)	3 4	T	偶	講	△			2		
	教育学概論	3 4	T	偶	講	○	○	△	2		
基幹科目	教育心理学	3 4	T	奇	講	○			2		
	発達心理学	3 4	T	奇	講	△			2		
	カウンセリング論	3 4	T	奇	講				2		
	認定単位									4	
専門教育科目	国語	3 4	T	偶	講				2		一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上 専門教育科目から合計92単位以上 ※テキスト科目 (T) 又はテキストスクーリング科目 (TS) のいずれかが選択できる。ただし、実習要件の4科目8単位以上は、TS科目で単位修得するよう努めること。
	社会	3 4	T	奇	講				2		
	算数	3 4	T	偶	講				2		
	理科	3 4	T	奇	講				2		
	生活	3 4	T	偶	講				2		
	子ども美術	3 4	T	奇	講				2		
	家庭	3 4	T	奇	講				2		
	子ども体育	3 4	T	偶	講				2		
	子ども音楽	3 4	T	奇	講				2		
	初等英語	3 4	T	偶	講				2		
	音楽実技 I A	3 4	S	実	実				1		
	音楽実技 I B	3 4	S	実	実				1		
	初等国語科教育法	3 4	T	偶	講	○			2		
	初等社会科教育法	3 4	T	奇	講	○			2		
	初等算数科教育法	3 4	T	偶	講	○			2		
	初等理科教育法	3 4	T	奇	講	○			2		
	初等生活科教育法	3 4	T	偶	講	○			2		
	初等音楽科教育法	3 4	T	奇	講	○			2		
	初等図画工作科教育法	3 4	T	奇	講	○			2		
	初等家庭科教育法	3 4	T	奇	講	○			2		
	初等体育科教育法	3 4	T	奇	講	○			2		
	初等英語教育法	3 4	T	偶	講	○			2		
	教職論	3 4	T	偶	講	○			2		
	比較教育制度論	3 4	T	偶	講	○			2		
	学校安全	3 4	T	奇	講	○			2		
	特別支援教育	3 4	T	偶	講	○			2		
子ども教育課程論	3 4	T	偶	講	○			2			
道徳教育	3 4	T	偶	講	○	○		2			

<次ページへ続く>

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講チーム	授業形態	小免一種 実習要件	小免一種 免許要件	社会福祉 主事	卒業要件単位数		備考
									必修	選択	
専門教育科目	総合的な学習の指導法	3 4	T	偶	講	○			2		一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上 専門教育科目から合計92単位以上 68単位以上
	特別活動	3 4	T	偶	講	○			2		
	教育の方法と技術 (情報通信技術の活用を含む)	3 4	T	偶	講	○			2		
	生徒・進路指導	3 4	T	奇	講	○	○		2		
	教育相談	3 4	T	偶	講	○			2		
	教育実習指導(事前・事後)(小)	4	S	実	実	○			1		
	教育実習 I (小)	4	S	実	実	○			2		
	教育実習 II (小)	4	S	実	実	○			2		
	教職実践演習(幼・小)	4	S	演	演	○			2		
	子ども家庭福祉	3 4	T	奇	講	△	△		2		
	社会福祉	3 4	T	奇	講			△	2		
	多文化共生社会論	3 4	T	奇	講				2		
	介護等体験	3 4			実	○					
	心身医学	3 4	T	偶	講				2		
	精神保健学	3 4	T	偶	講			△	2		
	認定単位									24	

※メディア授業 (M) の科目は、スクーリング単位として換算できます。  
 ※テキストスクーリング (TS) 科目は、1 単位をスクーリング単位として換算できます。  
 参照：小学校教諭一種免許課程に係る科目読替表 (P.100-101)

## 4-2 モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科

### 4-2-1 履修の規程

<必修・選択科目>

必修科目	…………	卒業するために修得が必須となる科目。
選択科目	…………	所定の領域の中から選択して履修する科目。卒業要件の124単位には含まれるが、必修ではない。
自由科目	…………	自由に選択して履修する科目。卒業要件の124単位に含まれるが、必修ではない。

<履修の規程>

モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科の正科生（1年次入学・3年次編入学）の卒業要件単位数は、124単位以上とする。（3年次編入学は包括認定単位数を含める。）

#### ●一般教育科目（1年次入学のみ該当）

一般教育科目	教養科目群	人文	[国語表現] を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。
		自然科学	4単位以上を選択必修とする。
		社会	4単位以上を選択必修とする。
	スポーツ科目群	2単位以上を選択必修とする。	
	情報処理科目群	[情報科学概論][情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）] を必修とする。	
	外国語科目群	[英語Ⅰ][英語コミュニケーションⅠ][リスニング] を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。	
	合計	一般教育科目から上記を含む合計32単位以上の修得を卒業要件単位数とする。	

#### ●専門教育科目

科目	所属	1年次入学	3年次編入学
専門教育科目	心理・コミュニケーション科目群	[心理学概論][心理学研究法][心理学統計法][モチベーション論Ⅰ][モチベーション論Ⅱ] を必修とし、残りの科目から4単位以上を選択必修とする。	
	経営科目群	[地域と社会][経営学] を必修とし、残りの科目から8単位以上を選択必修とする。	
	教育科目群	[教育学概論] を必修とし、残りの科目から10単位以上を選択必修とする。	
	自由選択科目	54単位	26単位
	合計	専門教育科目から合計92単位以上（3年次編入学は包括認定単位数含む）の修得を卒業要件単位数とする。	

## 4-2-2 科目履修のための前提条件について

一部科目は、以下の通り履修にあたり前提条件が設定されています。

#### ■一般教育科目

科目区分	科目名	前提条件
情報処理科目群	情報処理基礎Ⅱ（機器操作を含む）	前学期までに【情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）】の単位を修得していること

#### ■専門教育科目

科目区分	科目名	前提条件
心理・コミュニケーション科目群	心理学実験	前学期までに【情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）※】【心理学概論】【心理学研究法】【心理学統計法】の単位を修得していること ※「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」は正科生1年次入学の学生のみ適用
	モチベーション論Ⅱ	前学期までに【モチベーション論Ⅰ】の単位を修得していること
	心理的アセスメント	前学期までに【心理学概論】【心理学研究法】【心理学統計法】の単位を修得していること
演習科目	演習Ⅱ	[演習Ⅰ] ※の単位を修得していること ※「単位修得に関する事項」(P.62～64) 参照
	卒業研究	[演習Ⅱ] ※の単位を修得していること ※「単位修得に関する事項」(P.62～64) 参照

### 4-2-3 進級要件

●正科生（1年次入学）

正科生（1年次入学）は以下に定められているとおり、必修および選択科目を合わせて、所定の単位以上を修得しなければ進級できません。

<進級要件単位>

科目区分	3年次への進級要件		4年次への進級要件	
	一般教育科目	必修科目	6単位以上	必修科目
	小計	22単位以上	小計	28単位以上
専門教育科目	必修科目	10単位以上	必修科目	16単位以上
	小計	38単位以上	小計	64単位以上
合計	60単位以上		92単位以上	

●正科生（3年次編入学）

正科生（3年次編入学）は進級要件はありません。ただし、履修条件のある科目に注意して計画的に履修し、卒業要件を満たしてください。

### 4-2-4 卒業要件

正科生（1年次入学・3年次編入学）は以下に定められているとおり、必修、選択必修および自由選択科目を合わせて、所定の単位以上を修得しなければ卒業できません。

●正科生（1年次入学）

<卒業要件単位>

科目区分	卒業要件単位				備考		
	必修	選択必修	自由選択	小計			
一般教育科目	教養科目群	人文	2	2	6	32単位以上	卒業要件単位数の124単位中、30単位以上はスクーリング単位（対面授業・メディア授業・ライブ授業）を満たさなければならない。
		自然科学	0	4			
		社会	0	4			
	スポーツ科目群	0	2				
	情報処理科目群	4	0				
外国語科目群	6	2					
専門教育科目	心理・コミュニケーション科目群	10	4	54	92単位以上		
	経営科目群	4	8				
	教育科目群	2	10				
	演習科目	0	0				
合計	28単位	36単位	60単位	124単位			

●正科生（3年次編入学）

<卒業要件単位>

科目区分	卒業要件単位			小計	備考
	必修	選択必修	自由選択		
一般教育科目（認定単位）	(32)			32単位	・認定単位数を含む。 ・卒業要件単位数の124単位中、認定単位*を含む30単位以上はスクーリング単位（対面授業・メディア授業・ライブ授業）を満たさなければならない。
心理・コミュニケーション科目群	10	4	26	92単位以上	
経営科目群	4	8			
教育科目群（認定単位）	2	10			
合計	-			124単位	

\*通学課程で修得した単位は30単位を上限としてスクーリング科目による単位として認定されるが、通信教育課程で修得した単位は入学資格を証明する書類により授業形態を確認し、個別に認定する。

●カリキュラム構成の見方（P.88～）

<授業方法>欄

- T：テキスト科目
- S：スクーリング科目（対面授業）
- M：スクーリング科目（メディア授業）
- L：スクーリング科目（ライブ授業）

<開講ターム>欄【テキスト科目のみ】

- 奇：奇数ターム開講
- 偶：偶数ターム開講

<授業形態>欄

- 講：講義
- 演：演習
- 実：実技or実験

<各要件>欄

- 卒業要件：卒業するために必要な科目・単位
- 資格要件：認定心理士等を取得するために必要な科目

<資格要件>欄

- ：本学において、資格を取得するために必須としている科目
- △：選択必修科目
- ( )：認定心理士資格要件上、副次主題のため、修得した単位数の1/2換算を表す

《注意事項》

- ※所属学部・コースに開講する科目のみ、履修することができます。
- ※各科目の担当教員や、スクーリング科目の授業形態（対面授業・メディア授業・ライブ授業）は、シラバスや年度始めに提示する開講予定表を参照してください。
- ※講義概要の変更等により、今後授業形態が変更となる場合があります。

## 4-2-5 カリキュラム構成

### モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科

#### ●正科生（1年次入学）

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講タイム	授業形態	認定心理士	「公認モチベーションマネージャー」Basic	社会福祉主事	卒業要件単位数				備考	
									必修	選択	小計	合計		
一般教育科目	人文	哲学	1 2 3 4	T	奇	講					2	4 単位以上	一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上 一般教育科目から532単位以上	履修条件有 (P.85)
		宗教学	1 2 3 4	T	奇	講					2			
		歴史学	1 2 3 4	T	偶	講					2			
		文学	1 2 3 4	T	偶	講					2			
		国語表現	1 2 3 4	S		講				2				
		数学	1 2 3 4	T	偶	講					2			
	自然科学	天文学	1 2 3 4	T	奇	講					2	4 単位以上		
		生命科学	1 2 3 4	T	偶	講					2			
		脳科学	1 2 3 4	M		講					2			
		環境科学	1 2 3 4	T	偶	講					2			
		社会学	1 2 3 4	T	偶	講			△		2			
	社会	政治学	1 2 3 4	L		講					2	4 単位以上		
		経済学	1 2 3 4	T	偶	講			△		2			
		法律学	1 2 3 4	T	奇	講			△		2			
		日本国憲法	1 2 3 4	T	奇	講					2			
		体育実技 A	1 2 3 4	S		実					1			
	体育実技 B	2 3 4	S		実					1				
	レクリエーション論	1 2 3 4	S		講					2				
	健康科学論	2 3 4	T	奇	講					2				
	情報処理科目群	情報科学概論	1 2 3 4	T	偶	講					2	4 単位以上		
		情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)	1 2 3 4	M		演					2			
情報処理基礎Ⅱ(機器操作を含む)		2 3 4	S		演					2				
外国語科目群	英語Ⅰ	1 2 3 4	T	奇	講					2	8 単位以上			
	英語Ⅱ	2 3 4	T	奇	講					2				
	英語コミュニケーションⅠ	1 2 3 4	S		演				2					
	英語コミュニケーションⅡ	2 3 4	S		演					2				
	リスニング	1 2 3 4	L		演					2				
	中国語	2 3 4	S		演					2				

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講タイム	授業形態	認定心理士	「公認モチベーションマネージャー」Basic	社会福祉主事	卒業要件単位数				備考
									必修	選択	小計	合計	
専門教育科目	心理学概論	1 2 3 4	T	奇	講	○		△		2	心理・コミュニケーション科目群から92単位以上 一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上 専門教育科目から52単位以上	履修条件有 (P.85)	
	パーソナリティ心理学	1 2 3 4	T	偶	講	△				2			
	心理学研究法	1 2 3 4	M		講	○				2			
	社会心理学	1 2 3 4	T	偶	講	△				2			
	心理学統計法	1 2 3 4	M		演	○				2			
	発達心理学	2 3 4	T	奇	講	△				2			
	心理学実験	2 3 4	S		実	○				2			
	心理調査概論	2 3 4	L		講	(△)				2			
	感情心理学	3 4	T	奇	講	△				2			
	グループ・ダイナミクス	2 3 4	T	偶	講	△				2			
	産業・組織心理学	3 4	T	偶	講	△	○			2			
	認知心理学	2 3 4	T	奇	講	△				2			
	家族の心理学	3 4	T	偶	講	△				2			
	臨床心理学概論	1 2 3 4	T	奇	講	△				2			
	モチベーション論Ⅰ	2 3 4	T	偶	講	○	○			2			
	リーダーシップ論	2 3 4	T	偶	講	△				2			
	コミュニケーションの心理学	2 3 4	T	奇	講	△	○			2			
	カウンセリング論	2 3 4	T	奇	講	△				2			
	産業カウンセリング	3 4	M		講	△				2			
	モチベーション論Ⅱ	2 3 4	T	偶	講	○	○			2			
	ストレスマネジメント論	3 4	T	奇	講	△				2			
	心理療法	2 3 4	S		演	△				2			
	コミュニケーション・スキル	3 4	S		演	△				2			
	心理的アセスメント	2 3 4	S		実	○				2			
	ポジティブ心理学	3 4	T	奇	講	△	○			2			
	心理演習	3 4	S		演	△				2			
	エイジングの心理学	3 4	T	奇	講	△				2			
	学習・言語心理学	2 3 4	T	奇	講	△				2			
	福祉心理学	3 4	T	奇	講	△				2			

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講タイム	授業形態	認定心理士	「公認モチベーション・マネージャー」Basic	社会福祉主事	卒業要件単位数				備考
									必修	選択	小計	合計	
専門教育科目 経営科目群	多文化共生社会論	2 3 4	T	奇	講					2			
	地域と社会	2 3 4	T	偶	講					2			
	コミュニティデザイン	3 4	T	偶	講					2			
	簿記	2 3 4	S		講					2			
	経営組織論	1 2 3 4	T	偶	講					2			
	国際経済	2 3 4	T	偶	講					2			
	経営管理	2 3 4	T	偶	講					2			
	グローバルビジネス	2 3 4	T	偶	講					2			
	人的資源管理論	3 4	T	奇	講					2			
	経営学	1 2 3 4	T	奇	講				2				
	経営リスクマネジメント	3 4	L		講					2			
	流通論	1 2 3 4	T	奇	講					2			
	消費者行動分析	2 3 4	T	奇	講					2			
	国際関係論	2 3 4	T	偶	演					2			
	マーケティング	1 2 3 4	M		演					2			
	マーケティング戦略	2 3 4	T	奇	講					2			
	都市経営論	3 4	T	偶	講					2			

経営科目群から12単位以上  
専門教育科目から592単位以上  
一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講タイム	授業形態	認定心理士	「公認モチベーション・マネージャー」Basic	社会福祉主事	卒業要件単位数				備考
									必修	選択	小計	合計	
専門教育科目 教育科目群	教育心理学	1 2 3 4	T	奇	講	○				2			
	生涯学習論	2 3 4	M		講					2			
	コンピュータと人間の接点	1 2 3 4	T	偶	講					2			
	NPO と市民活動	3 4	T	偶	講					2			
	国際理解教育論	2 3 4	T	偶	講					2			
	異文化コミュニケーション	1 2 3 4	T	偶	講					2			
	コーチング	3 4	M		講		○			2			
	教育と産業社会	2 3 4	T	奇	講					2			
	社会教育とシティズンシップ	3 4	T	偶	講					2			
	地域教育支援論	1 2 3 4	T	偶	講					2			
	教育とアイデンティティ	3 4	T	偶	講					2			
	教育福祉論	3 4	T	奇	講					2			
	コンピュータネットワーク	2 3 4	T	偶	講					2			
	教育学概論	1 2 3 4	T	奇	講				△	2			
	社会福祉	3 4	T	奇	講				△	2			
	国際社会の福祉	4	L		講					2			
	演習科目	演習 I	3 4	T/S		演	△				2		
演習 II		3 4	T/S		演	△				2			履修条件有 (P.85)
卒業研究		4	T/S		演	△				4			履修条件有 (P.85)

教育科目群から12単位以上  
専門教育科目から592単位以上  
一般教育科目と専門教育科目から合計124単位以上

※メディア授業 (M)、ライブ授業 (L) の科目は、スクーリング単位として換算できます。

モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科  
●正科生（3年次編入学）

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講ターム	授業形態	認定心理士 「公認モチベーション マネージャー」Basic	社会福祉主事	卒業要件単位数				備考
								必修	選択	小計	合計	
一般教育科目	認定単位							32		32単位		
専門教育科目	心理学概論	3 4	T	奇	講	○	○	2				
	パーソナリティ心理学	3 4	T	偶	講	△			2			
	心理学研究法	3 4	M		講	○		2				
	社会心理学	3 4	T	偶	講	△			2			
	心理学統計法	3 4	M		演	○		2				
	発達心理学	3 4	T	奇	講	△			2			
	心理学実験	3 4	S		実	○			2		履修条件有 (P.85)	
	心理調査概論	3 4	L		講	(△)			2			
	感情心理学	3 4	T	奇	講	△			2			
	グループ・ダイナミクス	3 4	T	偶	講	△			2			
	産業・組織心理学	3 4	T	偶	講	△	○		2			
	認知心理学	3 4	T	奇	講	△			2			
	家族の心理学	3 4	T	偶	講	△			2			
	臨床心理学概論	3 4	T	奇	講	△			2			
	モチベーション論Ⅰ	3 4	T	偶	講	○	○	2				
	リーダーシップ論	3 4	T	偶	講	△			2			
	コミュニケーションの心理学	3 4	T	奇	講	△	○		2			
	カウンセリング論	3 4	T	奇	講	△			2			
	産業カウンセリング	3 4	M		講	△			2			
	モチベーション論Ⅱ	3 4	T	偶	講	○	○	2			履修条件有 (P.85)	
	ストレスマネジメント論	3 4	T	奇	講	△			2			
	心理療法	3 4	S		演	△			2			
	コミュニケーションスキル	3 4	S		演	△			2			
	心理的アセスメント	3 4	S		実	○			2		履修条件有 (P.85)	
ポジティブ心理学	3 4	T	奇	講	△	○		2				
心理演習	3 4	S		演	△			2				
エイジングの心理学	3 4	T	奇	講	△			2				
学習・言語心理学	3 4	T	奇	講	△			2				
福祉心理学	3 4	T	奇	講	△			2				

科目区分	授業科目	履修年次	授業方法	開講ターム	授業形態	認定心理士 「公認モチベーション マネージャー」Basic	社会福祉主事	卒業要件単位数				備考
								必修	選択	小計	合計	
専門教育科目	多文化共生社会論	3 4	T	奇	講					2		
	地域と社会	3 4	T	偶	講				2			
	コミュニティデザイン	3 4	T	偶	講					2		
	簿記	3 4	S		講					2		
	経営組織論	3 4	T	偶	講					2		
	国際経済	3 4	T	偶	講					2		
	経営管理	3 4	T	偶	講					2		
	グローバルビジネス	3 4	T	偶	講					2		
	人的資源管理論	3 4	T	奇	講					2		
	経営学	3 4	T	奇	講				2			
	経営リスクマネジメント	3 4	L		講					2		
	流通論	3 4	T	奇	講					2		
	消費者行動分析	3 4	T	奇	講					2		
	国際関係論	3 4	T	偶	演					2		
	マーケティング	3 4	M		演					2		
	マーケティング戦略	3 4	T	奇	講					2		
	都市経営論	3 4	T	偶	講					2		
	教育心理学	3 4	T	奇	講	○				2		
	生涯学習論	3 4	M		講					2		
	コンピュータと人間の接点	3 4	T	偶	講					2		
	NPOと市民活動	3 4	T	偶	講					2		
	国際理解教育論	3 4	T	偶	講					2		
	異文化コミュニケーション	3 4	T	偶	講					2		
	コーチング	3 4	M		講		○			2		
教育と産業社会	3 4	T	奇	講					2			
社会教育とシティズンシップ	3 4	T	偶	講					2			
地域教育支援論	3 4	T	偶	講					2			
教育とアイデンティティ	3 4	T	偶	講					2			
教育福祉論	3 4	T	奇	講					2			
コンピュータネットワーク	3 4	T	偶	講					2			
教育学概論	3 4	T	奇	講				○	2			
社会福祉	3 4	T	奇	講				○	2			
国際社会の福祉	4	L		講					2			
認定単位								28		28単位		

※メディア授業（M）、ライブ授業（L）の科目は、スクーリング単位として換算できます。  
参照：認定心理士資格【(公社)日本心理学会認定資格】に係る科目読替表（P.97）

## 5. 資格に関する事項

各資格・免許等の取得を希望する場合は、下記の諸条件および修得に必要な開講科目を確認してください。

<通信教育課程で取得できる資格・教員免許状>

所属 資格・免許の名称	こども心理学部				モチベーション行動科学部	
	1年次入学	3年次編入学			1年次入学	3年次編入学
		認定心理士 ・生涯学習 コース	幼稚園教諭 一種免許 コース	小学校教諭 一種免許 コース		
認定心理士	○	○	×	×	○	○
幼稚園教諭免許状(一種・二種)	○	×	○	×	×	×
小学校教諭免許状(一種・二種)	○	×	×	○	×	×
社会福祉主事任用資格	○	○	○	○	○	○
児童福祉司任用資格	○	○	○	○	×	×
児童指導員任用資格	○	○	○	○	×	×
「公認モチベーション・マネジャー」 Basic資格	×	×	×	×	○	○

### 5-1 認定心理士【対象：こども心理学部・モチベーション行動科学部】

認定心理士とは、「公益社団法人日本心理学会」が認定する心理学の基礎資格で、大学で心理学に関する標準的な基礎知識と基礎技術を修得していることを認定する資格です。

通信教育課程において所定の科目を全て修得し、卒業後、公益社団法人日本心理学会に申請することにより認定心理士資格を取得することができます。

#### ◆認定心理士資格取得に必要な授業科目◆

本学において認定心理士資格取得に必要な最低修得単位数は、以下の項目に従います。

- ・ a～cの3領域のうち、各領域でそれぞれ4単位以上かつ小計12単位以上
- ・ d～hの5領域のうち、3領域各4単位以上を含む、小計16単位以上
- ・ 各領域のうち、少なくとも2単位は「副次主題」以外に属する単位とする
- ・ これらの領域全体で合計36単位。ただしi領域からは、4単位まで充当可

具体的な読替表および単位数は次頁の表を参照してください。

認定心理士資格[(公社)日本心理学会認定資格]に係る科目読替表

●こども心理学部

認定心理士認定資格細則別表による領域及び単位数		左記に対応する本学における開講科目			
領域	単位数	科目	単位数		
			T	S	M
a	心理学概論	心理学概論(こころの形成)	②		
		心理学概論(こころの理解)	②		
		子どもの心理学(総論)	(②)		
b	心理学研究法	心理学研究法Ⅰ			②
		心理学研究法Ⅱ		2	
		心理統計法Ⅰ			②
		心理統計法Ⅱ		2	
		心理学基礎実験		②	
c	心理学実験実習	心理・教育アセスメントⅠ		②	
		認知心理学	2		
d	知覚心理学 学習心理学	感情心理学	2		
		言語心理学	2		
		発達生理心理学Ⅰ	2		
e	生理心理学 比較心理学	発達生理心理学Ⅱ	2		
		比較行動学	2		
		教育心理学	②		
f	教育心理学 発達心理学	乳幼児心理学	②		
		発達心理学	2		
		青年心理学	2		
		親子関係の心理学	(2)		
		発達の課題と障害	2		
g	3領域各4単位以上を 含む16単位以上	子ども臨床心理学	②		
		カウンセリング論	②		
		産業カウンセリング			2
		ストレスマネジメント論	2		
		心理療法基礎		2	
		心理療法上級		2	
		心理・教育アセスメントⅡ		(2)	
		パーソナリティ心理学	2		
		精神保健学	(2)		
		発達障害学	2		
		心身医学	(2)		
		少年非行の心理学	2		
		犯罪の心理学	2		
		学校教育カンファレンス		(2)	
子育てカンファレンス		(2)			
h	社会心理学 産業心理学	集団の心理学	2		
		社会的認知			2
		対人コミュニケーション論	2		
		対人コミュニケーションスキル		2	
		家族の心理学	2		
i	その他の科目	文化心理学	2		
		こども心理学演習		2	
		卒業研究・卒業論文		4	

(注)・( )は「副次主題」のため認定心理士資格要件上、修得単位数は1単位の換算になることを示します。  
 ・②は、本学において認定心理士資格を取得するために必須としている科目です。  
 ・各学生形態によって、開講科目が異なります。カリキュラム表を確認してください。  
 ※各領域4単位中2単位以上は「副次主題」以外に属する単位としてください。残余の単位は「副次主題」に属する単位でもかまいません。  
 ※上表は、2025年度の状況であり、担当教員や講義概要の変更などにより単位の取扱いが変更される場合があります。

●モチベーション行動科学部

認定心理士認定資格細則別表による領域及び単位数		左記に対応する本学における開講科目			
領域	単位数	科目	単位数		
			T	S	M
a	心理学概論	4単位以上	②		
b	心理学研究法	小計8単位以上 (C領域は必ず4単位以上)	教育心理学	②	
			心理学研究法		②
			心理学統計法		②
c	心理学実験実習	心理調査概論		(2)	
		心理学実験		②	
d	知覚心理学 学習心理学	心理的アセスメント		②	
		認知心理学	2		
e	生理心理学 比較心理学	感情心理学	2		
		学習・言語心理学	2		
		—	—	—	
f	教育心理学 発達心理学	家族の心理学	2		
		発達心理学	2		
		エイジングの心理学	2		
g	臨床心理学 人格心理学	パーソナリティ心理学	2		
		臨床心理学概論	2		
		カウンセリング論	2		
		産業カウンセリング		2	
		ストレスマネジメント論	2		
		心理療法		2	
h	社会心理学 産業心理学	心理演習		2	
		福祉心理学	2		
		産業・組織心理学	2		
		リーダーシップ論	2		
		モチベーション論Ⅰ	②		
		モチベーション論Ⅱ	②		
		社会心理学	2		
		グループ・ダイナミクス	2		
コミュニケーションの心理学	2				
i	その他の科目	コミュニケーション・スキル		2	
		ポジティブ心理学	2		
		演習Ⅰ		2	
		演習Ⅱ		2	
		卒業研究		4	

(注)・( )は「副次主題」のため認定心理士資格要件上、修得単位数は1単位の換算になることを示します。  
 ・②は、本学において認定心理士資格を取得するために必須としている科目です。  
 ・各学生形態によって、開講科目が異なります。カリキュラム表を確認してください。  
 ※各領域4単位中2単位以上は「副次主題」以外に属する単位としてください。残余の単位は「副次主題」に属する単位でもかまいません。  
 ※上表は、2025年度の状況であり、担当教員や講義概要の変更などにより単位の取扱いが変更される場合があります。

## 5-2 幼稚園教諭一種免許【対象：こども心理学部】

幼稚園教諭免許とは、幼稚園で就業するために必要な教育職員免許法に基づく免許状です。幼稚園教諭一種免許状を取得するためには、4年制大学を卒業することが基礎資格となっており、これに加え、本学において幼稚園教諭に必要な所定の科目の単位をすべて修得する必要があります。

### ◆幼稚園教諭一種免許取得に必要な科目◆

本学において幼稚園教諭一種免許状取得に必要な単位数は、教育職員免許法に基づき「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「教科及び教職に関する科目」のそれぞれに対応する科目を定めています。

詳細は、以下の表を参照してください。

幼稚園教諭一種免許課程に係る科目読替表

### ■教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目					
科目	単位数	科目名	授業方法	開講ターム	単位数	本学カリキュラム	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	T	奇	2	○	
体育	2	体育実技 A	S		1	△	体育実技 A または体育実技 B いずれか一方を含む 2 単位以上
		体育実技 B	S		1	△	
		レクリエーション論	S		2	△	
		健康科学論	T	奇	2	△	
外国語コミュニケーション	2	英語 I	T	奇	2	△	
		英語 II	T	奇	2	△	
		英語コミュニケーション I	S		2	△	
		英語コミュニケーション II	S		2	△	
		リスニング	L		2	△	
情報機器の操作	2	情報処理基礎 I (機器操作を含む)	M		2	○	

### ■教科及び教職に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	科目名	授業方法	単位数	開講ターム	本学カリキュラム	実習要件	備考欄
第2欄 領域及び保育内容の指導法に関する科目	専門的事項 領域に関する	健康	健康	T	2	奇	○	3科目6単位以上	
			人間関係	T	2	偶	○		
			環境	T	2	偶	○		
			言葉	T	2	奇	○		
			表現	T	2	偶	○		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	16	保育内容総論 (保育指導法)	T	2	奇	○	3科目6単位以上	
			健康指導法	TS	2		○		
			人間関係指導法	TS	2		○		
			環境指導法	TS	2		○		
			言葉指導法	TS	2		○		
			造形表現指導法	TS	2		○		
			音楽表現指導法	TS	2		○		

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	科目名	授業方法	単位数	開講ターム	本学カリキュラム	実習要件	備考欄
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	教育学概論	T	2	偶	○	○	要2科目履修
			教職論	T	2	偶	○	○	
			比較教育制度論	T	2	偶	○		
			学校安全	T	2	奇	○		
			教育心理学	T	2	奇	○	○	
			発達心理学	T	2	奇	○		
			乳幼児心理学	T	2	偶	○		
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) 幼児理解の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	4	教育の方法と技術 (情報通信技術の活用を含む)	T	2	偶	○		
			幼児理解と保育相談	T	2	偶	○		
			教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	T	2	偶	○		
第5欄 教育実践に関する科目	教育実践	7	教育実習指導 (事前・事後) (幼)	S	1		○	事前のみ	
			教育実習 I (幼)	S	2		○		
			教育実習 II (幼)	S	2		○		
			教職実践演習 (幼・小)	S	2		○		
第6欄 大学が独自に設定する科目		14	心理学概論 (こころの形成)	T	2	偶	△	※左記に掲げる科目のほか、最低修得単位数を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をあてることができる。	
			心理学概論 (こころの理解)	T	2	奇	△		
			子ども臨床心理学	T	2	奇	△		
			子どもの心理学 (総論)	T	2	偶	△		
			道徳教育	T	2	偶	△		
			子ども家庭福祉	T	2	奇	△		

#### 【実習要件について】

教育実習 I・II を受講するためには、実習実施予定の前学期末までに、教育実習要件科目○ (4 科目) 及び「領域に関する専門的事項」から 3 科目 6 単位以上、「保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」から 3 科目 6 単位以上を修得していることと、教育実習指導 (事前・事後) の事前指導を受講していることが必要です。

※スクーリング科目の日程は、別紙「スクーリング科目開講予定表」よりご確認ください。

※○：必修／△：選択必修

※免許状取得のためには、免許法施行規則上の最低単位数を満たすだけでなく、「各科目に含めることが必要な事項」を全て網羅して単位修得の必要があります。

「本学カリキュラム」の欄を参照の上で科目単位数を充足してください。

### 5-3 小学校教諭一種免許【対象：こども心理学部】

小学校教諭免許とは、小学校で就業するために必要な教育職員免許法に基づく免許状です。小学校教諭一種免許状を取得するためには、4年制大学を卒業することが基礎資格となっており、これに加え、本学において小学校教諭に必要な所定の科目の単位をすべて修得する必要があります。

#### ◆小学校教諭一種免許取得に必要な科目◆

本学において小学校教諭一種免許状取得に必要な単位数は、教育職員免許法に基づき「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「教科及び教職に関する科目」のそれぞれに対応する科目を定めています。  
詳細は、以下の表を参照してください。

小学校教諭一種免許課程に係る科目読替表

#### ■教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目					
科目	単位数	科目名	授業方法	開講ターム	単位数	本学カリキュラム	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	T	奇	2	○	
体育	2	体育実技 A	S		1	△	体育実技 A または体育実技 B いずれか一方を含む 2 単位以上
		体育実技 B	S		1	△	
		レクリエーション論	S		2	△	
		健康科学論	T	奇	2	△	
外国語コミュニケーション	2	英語 I	T	奇	2	△	
		英語 II	T	奇	2	△	
		英語コミュニケーション I	S		2	△	
		英語コミュニケーション II	S		2	△	
		リスニング	L		2	△	
情報機器の操作	2	情報処理基礎 I (機器操作を含む)	M		2	○	

#### ■教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目							
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	科目名	授業方法	単位数	開講ターム	本学カリキュラム	実習要件	備考欄
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	国語(書写を含む。)	T	2	偶	5科目10単位以上	4科目8単位以上	
			社会	T	2	奇			
			算数	T	2	偶			
			理科	T	2	奇			
			生活	T	2	偶			
			図画工作	T	2	奇			
			家庭	T	2	奇			
			体育	T	2	偶			
			外国語	T	2	偶			
			音楽	T	2	奇			
	(情報通信技術の活用を含む。)	国語(書写を含む。)	T or TS	2	偶	○	※各教科の指導法は、テキスト科目(T)又はテキストスクーリング科目(TS)のいずれかが選択できる。ただし、実習要件の4科目8単位以上は、TS科目で単位修得するよう努めること。		
		社会	T or TS	2	奇	○			
		算数	T or TS	2	偶	○			
		理科	T or TS	2	奇	○			
		生活	T or TS	2	偶	○			
		音楽	T or TS	2	奇	○			
		図画工作	T or TS	2	奇	○			
		家庭	T or TS	2	奇	○			
		体育	T or TS	2	奇	○			
		外国語	T or TS	2	偶	○			

免許法施行規則に定める科目及び単位数			左記に対応する本学における開講科目						
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	科目名	授業方法	単位数	開講ターム	本学カリキュラム	実習要件	備考欄
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	10	教育学概論	T	2	偶	○	○	要2科目履修
			教職論	T	2	偶	○		
			比較教育制度論	T	2	偶	○		
			学校安全	T	2	奇	○		
			教育心理学	T	2	奇	○		
			発達心理学	T	2	奇	△		
			乳幼児心理学	T	2	偶	△		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	道徳の理論及び指導法	T	2	偶	○	○	
			総合的な学習の時間の指導法	T	2	偶	○		
			特別活動の指導法	T	2	偶	○		
			教育の方法及び技術	T	2	偶	○		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	T	2	偶	○		
			生徒指導の理論及び方法	T	2	奇	○	○	
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	T	2	偶	○		
第5欄	教育実践に関する科目	7	教育実習指導(事前・事後)(小)	S	1		○	事前のみ	
			教育実習 I (小)	S	2		○		
			教育実習 II (小)	S	2		○		
			教職実践演習(幼・小)	S	2		○		
第6欄	大学が独自に設定する科目	2	心理学概論(こころの形成)	T	2	偶	△	※左記に掲げる科目のほか、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をあてることができる。	
			心理学概論(こころの理解)	T	2	奇	△		
			子ども臨床心理学	T	2	奇	△		
			子どもの心理学(総論)	T	2	偶	△		
			子ども家庭福祉	T	2	奇	△		

[実習要件について]  
教育実習 I・II を受講するためには、実習実施予定の前学期末までに、教育実習要件科目○(3科目)及び「教科に関する専門的事項」から4科目8単位以上、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」から4科目8単位以上を修得していることと、教育実習指導(事前・事後)の事前指導を受講していることが必要です。

[介護等体験について]  
教育実習とは別に、7日間の介護等体験が必要です。

※スクーリング科目の日程は、別紙「スクーリング科目開講予定表」よりご確認ください。

※○：必修/△：選択必修

※免許状取得のためには、免許法施行規則上の最低単位を満たすだけでなく、「各科目に含めることが必要な事項」を全て網羅して単位修得の必要があります。  
「本学カリキュラム」の欄を参照の上で科目単位を充足してください。

## 5-4 幼稚園教諭二種免許【対象：こども心理学部】

### ◆幼稚園教諭二種免許取得に必要な科目◆

二種免許状の基礎資格は、基本的に短期大学卒以上となるため、3年次編入生で、且つ短期大学・四年制大学既卒者のみご参照ください。

1年次入学生及び専門学校卒業の3年次編入生は、一種免許状の要件単位をご参照ください。

### 【教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目					
科目	単位数	科目名	授業方法	開講ターム	単位数	本学カリキュラム	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	T	奇	2	○	
体育	2	体育実技 A	S		1	△	体育実技 A または体育実技 B いずれか一方を含む 2 単位以上
		体育実技 B	S		1	△	
		レクリエーション論	S		2	△	
		健康科学論	T	奇	2	△	
外国語コミュニケーション	2	英語 I	T	奇	2	△	
		英語 II	T	奇	2	△	
		英語コミュニケーション I	S		2	△	
		英語コミュニケーション II	S		2	△	
		リスニング	L		2	△	
情報機器の操作	2	情報処理基礎 I (機器操作を含む)	M		2	○	

### 【教科及び教職に関する科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数			左記に対応する本学における開講科目							
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		単位数	科目名	授業方法	開講ターム	単位数	本学カリキュラム	実習要件	備考
第 2 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康 人間関係 環境 言葉 表現 保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	健康	T	奇	2	3 科目 6 単位以上	3 科目 6 単位以上	
				人間関係	T	偶	2			
				環境	T	偶	2			
				言葉	T	奇	2			
				表現	T	偶	2			
				保育内容総論 (保育指導法)	T	奇	2			
				健康指導法	TS		2			
				人間関係指導法	TS		2			
				環境指導法	TS		2			
				言葉指導法	TS		2			
音楽表現指導法	TS		2							
造形表現指導法	TS		2							
第 3 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	6	教育学概論	T	偶	2	○	○	要 2 科目履修
				教職論	T	偶	2	○	○	
				比較教育制度論	T	偶	2	○	○	
				学校安全	T	奇	2	○	○	
				教育心理学	T	奇	2	○	○	
				発達心理学	T	奇	2	○	○	
				乳幼児心理学	T	偶	2	○	○	
				特別支援教育	T	偶	2	○	○	
				子ども教育課程論	T	偶	2	○	○	
				教育の方法と技術 (情報通信技術の活用を含む)	T	偶	2	○	○	
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) 幼児理解の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	教育の方法と技術 (情報通信技術の活用を含む)	T	偶	2	○	○	
				幼児理解と保育相談	T	偶	2	○	○	
				教育実習指導 (事前・事後) (幼)	S		1	○	事前のみ	
				教育実習 I (幼)	S		2	○	○	
第 5 欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	7	教育実習 II (幼)	S		2	○	○	
				教職実践演習 (幼・小)	S		2	○	○	
				心理学概論 (こころの形成)	T	偶	2	※左記に掲げる科目のほか、最低修得単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をあてることができる。		
心理学概論 (こころの理解)	T	奇	2							
子ども臨床心理学	T	奇	2							
子どもの心理学 (総論)	T	偶	2							
道德教育	T	偶	2							
第 6 欄	大学が独自に設定する科目		2	子ども家庭福祉	T	奇	2	○	○	

[実習要件について]：教育実習Ⅰ・Ⅱを受講するためには、実習実施予定の前学期末までに、教育実習要件科目○(4科目)及び「領域に関する専門的事項」から3科目6単位以上、「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」から3科目6単位以上を修得していることと、教育実習指導(事前・事後)の事前指導を受講していることが必要です。

※スクーリング科目の日程は、別紙「スクーリング科目開講予定表」よりご確認ください。

※○：必修 △：選択必修

※免許状取得のためには、免許法施行規則上の最低単位を満たすだけでなく、「各科目に含めることが必要な事項」を全て網羅して単位修得の必要があります。「本学カリキュラム」の欄を参照の上で科目単位を充足してください。

P.102 履修の手引き 5. 資格に関する事項

## 5-5 小学校教諭二種免許【対象：こども心理学部】

### ◆小学校教諭二種免許取得に必要な科目◆

二種免許状の基礎資格は、基本的に短期大学卒以上となるため、3年次編入生で、且つ短期大学・四年制大学既卒者のみご参照ください。

1年次入学生及び専門学校卒業の3年次編入生は、一種免許状の要件単位をご参照ください。

### 【教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目					
科目	単位数	科目名	授業方法	開講ターム	単位数	本学カリキュラム	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	T	奇	2	○	
体育	2	体育実技 A	S		1	△	体育実技 A または体育実技 B いずれか一方を含む 2 単位以上
		体育実技 B	S		1	△	
		レクリエーション論	S		2	△	
		健康科学論	T	奇	2	△	
外国語コミュニケーション	2	英語 I	T	奇	2	△	
		英語 II	T	奇	2	△	
		英語コミュニケーション I	S		2	△	
		英語コミュニケーション II	S		2	△	
		リスニング	L		2	△	
情報機器の操作	2	情報処理基礎 I (機器操作を含む)	M		2	○	

### 【教科及び教職に関する科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数			左記に対応する本学における開講科目							
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		単位数	科目名	授業方法	開講ターム	単位数	本学カリキュラム	実習要件	備考
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (情報通信技術の活用を含む)	16	国語 (書写を含む。)	T	偶	2	4 科目 8 単位以上	4 科目 8 単位以上	
				社会	T	奇	2			
				算数	T	偶	2			
				理科	T	奇	2			
				生活	T	偶	2			
				図画工作	T	奇	2			
				家庭	T	奇	2			
				子ども体育	T	偶	2			
				初等英語	T	偶	2			
				子ども音楽	T	奇	2			
				音楽実技 I A	S		1			
				音楽実技 I B	S		1			
				初等国語科教育法	T/TS	偶	2			
				初等社会科教育法	T/TS	奇	2			
				初等算数科教育法	T/TS	偶	2			
				初等理科教育法	T/TS	奇	2			
				初等生活科教育法	T/TS	偶	2			
				初等音楽科教育法	T/TS	奇	2			
				初等図画工作科教育法	T/TS	奇	2			
				初等家庭科教育法	T/TS	奇	2			
初等体育科教育法	T/TS	奇	2							
初等英語教育法	T/TS	偶	2							
第 3 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	6	教育学概論	T	偶	2	○	○	要 2 科目履修
				教職論	T	偶	2	○	○	
				比較教育制度論	T	偶	2	○	○	
				学校安全	T	奇	2	○	○	
				教育心理学	T	奇	2	○	○	
				発達心理学	T	奇	2	○	○	
				乳幼児心理学	T	偶	2	○	○	
				特別支援教育	T	偶	2	○	○	
				子ども教育課程論	T	偶	2	○	○	
				教育の方法と技術 (情報通信技術の活用を含む)	T	偶	2	○	○	
第 4 欄	生徒指導、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間等の指導法 特別活動の指導法 教育の方法と技術 (情報通信技術の活用を含む)	6	道徳教育	T	偶	2	○	○	
				総合的な学習の指導法	T	偶	2	○	○	
				特別活動	T	偶	2	○	○	
				教育の方法と技術 (情報通信技術の活用を含む)	T	偶	2	○	○	
				生徒・進路指導	T	奇	2	○	○	
				教育相談	T	偶	2	○	○	
第 5 欄	教育実践に関する科目	教育実習指導 (事前・事後) (小) 教育実習 I (小) 教育実習 II (小) 教職実践演習 (幼・小)	7	教育実習	S		1	○	事前のみ	
				教育実習 I (小)	S		2	○	○	
				教育実習 II (小)	S		2	○	○	
				教職実践演習 (幼・小)	S		2	○	○	
第 6 欄	大学が独自に設定する科目		2	心理学概論 (こころの形成)	T	偶	2	△	※左記に掲げる科目のほか、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をあてることができる。	
				心理学概論 (こころの理解)	T	奇	2	△		
				子ども臨床心理学	T	奇	2	△		
				子どもの心理学 (総論)	T	偶	2	△		
				子ども家庭福祉	T	奇	2	△		

[実習要件について]：教育実習Ⅰ・Ⅱを受講するためには、実習実施予定の前学期末までに、教育実習要件科目○(3科目)及び「教科に関する専門的事項」から4科目8単位以上、「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」から4科目8単位以上を修得していることと、教育実習指導(事前・事後)の事前指導を受講していることが必要です。

[介護体験について]：教育実習とは別に、7日間の介護体験が必要です。

※スクーリング科目の日程は、別紙「スクーリング科目開講予定表」よりご確認ください。

※○：必修 △：選択必修

※免許状取得のためには、免許法施行規則上の最低単位を満たすだけでなく、「各科目に含めることが必要な事項」を全て網羅して単位修得の必要があります。「本学カリキュラム」の欄を参照の上で科目単位を充足してください。

履修の手引き 5. 資格に関する事項 P.103

## 5-6 社会福祉主事任用資格

### 【対象：こども心理学部・モチベーション行動科学部】

社会福祉主事とは、社会福祉法第19条に定められている任用資格です。自治体の社会福祉施設や福祉事務所などにおいて、利用者の相談に応じて、医療機関等と連携しながら必要な援助を行います。

本学通信教育課程では、正科生として所定の科目の単位を修得し卒業すると、社会福祉主事任用資格が得られます。その後、公務員試験に合格し、福祉職として任用されることで、社会福祉主事として働くことができます。

(参考) 社会福祉法第19条

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

#### 社会福祉主事任用資格に係る科目読替表

##### ●こども心理学部

省令に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目	
科目	単位数	科目	単位数
			T
社会福祉概論	3科目 6単位以上	社会福祉	2
児童福祉論		子ども家庭福祉	2
精神障害者保健福祉論		精神保健学	2
法学		法律学	2
経済学		経済学	2
社会学		社会学	2
教育学		教育学概論	2

##### ●モチベーション行動科学部

省令に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目	
科目	単位数	科目	単位数
			T
社会福祉概論	3科目 6単位以上	社会福祉	2
法学		法律学	2
経済学		経済学	2
心理学		心理学概論	2
社会学		社会学	2
教育学		教育学概論	2

## 5-7 児童福祉司任用資格(※要実務経験)【対象：こども心理学部】

児童福祉司とは、児童福祉法第13条に定められている任用資格で、児童相談所などで主に児童の福祉に関わる相談業務や各種調査などの専門的業務を行います。

本学こども心理学部を卒業後、厚生労働省が定める施設において、児童その他の者の福祉に関する相談業務に1年以上従事することで、児童福祉司任用資格が得られます。その後、地方公務員試験に合格し児童相談所等に配属され、児童福祉司となります。

児童福祉法第十三条

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

- 2 児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- 3 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
  - 一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
  - 二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
  - 三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第八号及び第六項において同じ。)に従事したもの
  - 四 医師
  - 五 社会福祉士
  - 六 精神保健福祉士
  - 七 公認心理師
  - 八 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの
  - 九 第二号から前号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの
- 4 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- 5 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司(次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。)が含まなければならない。
- 6 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上(第三項第一号に規定する者のうち、内閣府令で定める施設において二年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で定めるものにあつては、おおむね三年以上)勤務した者であつて、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。
- 7 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- 8 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。
- 9 児童福祉司は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- 10 第三項第二号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

## 5-8 児童指導員任用資格【対象：こども心理学部】

児童指導員とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に定められている任用資格です。家庭の事情や障害などを理由に児童福祉施設で生活する子どもたちの保護や生活・学習指導を行い、健全な成長を支援します。

本学こども心理学部を卒業することで、児童指導員任用資格が得られます。その後、公務員試験や各施設の採用試験に合格し配属されてはじめて、児童指導員となります。

(参考) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条  
 第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。  
 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者  
 二 社会福祉士の資格を有する者  
 三 精神保健福祉士の資格を有する者  
 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者  
 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの  
 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの  
 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

### ◆任用資格とは◆

行政分野において、特定の職業や職位に任用されるための資格です。該当する職種として配属されて初めて効力を持つ資格となります。一般的に任用資格には資格証明書や合格証などは存在せず、卒業証明書や成績証明書で証明がなされます。

## 5-9 「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格

### 【対象：モチベーション行動科学部】

「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格は、一般社団法人モチベーション・マネジメント協会から認定される資格です。

「公認モチベーション・マネジャー」は、Basic、Advanced、Professionalの3種の資格体系からなり、Basic資格では自己のモチベーションを中心にモチベーション全般に関連する理論・知識を学び、自己の仕事の意義付けや就職活動に対するモチベーションの維持などに役立てることが出来ます。

Basicの取得後は、一般社団法人モチベーション・マネジメント協会の講座を受講し、AdvancedやProfessionalの資格を目指すことも可能です。

### ◆「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格を取得するには◆

以下6科目12単位を満たし、一般社団法人モチベーション・マネジメント協会に申請することで取得できます。

科目	単位数	
	T	M
産業・組織心理学	2	
モチベーション論Ⅰ	2	
コミュニケーションの心理学	2	
モチベーション論Ⅱ	2	
ポジティブ心理学	2	
コーチング		2

*CAMPUS GUIDE*

諸規程

# 東京未来大学通信教育課程に関する規程

平成19年4月1日 制定

規程第 1号

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、東京未来大学学則第5条に基づき、東京未来大学通信教育課程（以下「本課程」という。）に係る基本的事項を定める。

第1条の2 本課程は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、技能と心の調和を教育理念に掲げ、高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成する。また、本学の教育を通信の方法により提供することで、時間や場所、職業などに関わらず、多くの人たちが学習できる機会を実現し、もって生涯教育の拠点として地域・社会の発展に貢献するものとする。

## 第2章 収容定員等

(収容定員等)

第2条 本課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
こども心理学部こども心理学科	75人	(3年次) 300人	900人
モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科	20人	(3年次) 20人	120人
合 計	95人	320人	1,020人

(学生等の種類)

第3条 本課程において開設する授業科目の単位を修得することができる者は正科生、編入生、科目等履修生及び特別聴講学生とする。

(正科生)

第4条 正科生とは、本学の1年次に入学し、4年間の教育課程を修了し卒業することを目的として入学する者をいう。

(編入生)

第5条 編入生とは、本学の3年次に入学し、2年間の教育課程を修了し卒業することを目的として入学する者をいう。

2 こども心理学部こども心理学科に次のコースを設ける。

- (1) 認定心理士・生涯学習コース
- (2) 幼稚園教諭一種免許コース
- (3) 小学校教諭一種免許コース

(科目等履修生・特別聴講学生)

第6条 科目等履修生・特別聴講学生とは、単位修得を目的として、正科生にはならず授業科目を履修する者をいう。

### 第3章 教職員の組織

(教員組織)

第7条 必要に応じ、本課程に教授、准教授、講師、助教、助手、添削指導員及びその他事務職員等の教職員をおく。

### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日もしくは10月1日に始まり、3月31日もしくは9月30日に終わる。

2 前項の学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

ただし、面接授業を実施する期間はあてはまらない。

(2) 本学園創立記念日(6月10日)

ただし、休業日は6月第1金曜日とする。

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

ただし、面接授業を実施する期間はあてはまらない。

(4) 本学が指定する休業日

2 必要がある場合、学長は休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

### 第5章 修業年限

(正科生の修業年限)

第10条 正科生の修業年限は、4年とする。

2 在籍期間は、10年を超えることはできない。

(編入生の修業年限)

第11条 編入生の修業年限は、2年とする。

2 在籍期間は、5年を超えることはできない。

### 第6章 教育課程および履修方法

(授業科目)

第12条 本課程の授業科目の区分、名称及び単位数は、それぞれ別表第1-1及び別表第1-2に

定める。

2 別表第1-1及び別表第1-2に定める一般教育科目は、通信教育課程共通開講科目とする。(授業方法及び単位数の算定方法等)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容による構成を標準とする。

(1) 印刷教材授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材、その他これに準ずる教材の学修をもって1単位とする。

(2) 面接授業の講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 面接授業の実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(4) 面接授業及び印刷教材授業の併用授業については、各授業とも1単位15時間相当の授業をもって1単位とする。

(5) 学外実地研修は、30時間の実習をもって1単位とする。

(6) 面接授業を多様なメディアを高度に利用して行うことがある。

(履修登録)

第14条 学生は、その学期に開設される授業科目の中から必要な授業科目を選択し、所定の期日までに所定の方法により登録をしなければならない。

### 第7章 入学・編入学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、原則として4月及び10月とする。

(入学資格)

第16条 本課程に入学することができる者は、学則第24条を準用する。

(編入学・再入学)

第17条 本学に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、3年次に編入学を許可することができる。

(1) 大学、短期大学、高等専門学校(5年制)を卒業した者

(2) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る)を修了した者

(3) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(4) 修業年限4年以上の大学において、2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(5) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)を修了した者

(6) 本学を卒業した者

(7) その他、学校教育法に定める大学編入学資格を有する者

2 卒業あるいは退学した者もしくは除籍された者が、正当な理由により再入学を希望するときは、学長の許可を得て再入学することができる。

3 再入学を希望する者は、編入学と同様の手続きをとらなければならない。

(入学願)

第18条 入学志願者は、所定の入学願書・成績証明書・卒業証明書（又は検定証明書）等の書類に別表第3に定める入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 必要に応じて健康診断書等を提出させることができる。

(入学選考・許可)

第19条 書類選考の上、全学教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(誓約書・保証書・同意書)

第20条 入学を許可されたものは、保証人を定め、別表第4に定める入学金を添えて所定の期日までに誓約書・保証書・同意書その他必要書類を提出しなければならない。

(保証人)

第21条 保証人は、父母あるいは配偶者等の親族及びこれに準ずる者又は本学が適当と認めた者に限る。

2 保証人は、当該学生の在学中は本人に係る一切の行為及び身上について連帯責任を負わなければならない。

3 保証人は、本規程に定めた当該学生の在学中に支払うべき学納金の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。

4 保証人がその資格を失ったときはあらためて誓約書を提出しなければならない。

(転居・改名)

第22条 学生又は保証人が転居、若しくは改名したときは、その旨を直ちに届け出なければならない。

## 第8章 学籍異動

(休学)

第23条 疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細に事由を記した休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気等のため就学が不相当と認められる者等に対して休学を命ずることができる。

3 休学期間は、原則として4月又は10月を起点として、学期単位で認める。

4 前項の場合、休学者が引き続き休学するためには、あらためて休学の手続きを行わなければならない。

5 休学の期間は、通算して4年間を超えることはできない。

6 休学の期間は、第10条第1項及び第11条第1項の修業年限に含めない。

(復学)

第24条 復学を希望する者は、学長に願出で、その許可を得て復学することができる。

(退学)

第25条 やむを得ない事由により、退学しようとする者は、その理由を付した退学願を提出し、

学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第26条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は全学教授会の議を経て除籍することができる。

(1) 所定の期間内に所定の学納金を納入せず、督促してもなお納付しない者

(2) 在学年限を超えた者

(3) 休学期間を超えて、なお復学できない者

2 死亡届のあった学生については、学長が除籍する。

(再入学)

第27条 削除

(転入学・転部・転科・転籍)

第28条 他の大学に入学又は転学を志望する者は、所定の手続きに従い、全学教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学への転学を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合限り、選考の上、全学教授会の議を経て転入学を許可することができる。

3 本学の一つの学部から他の学部に転部を希望する者があるときは、所定の手続きに従い、既に修得した授業科目、単位数等を考慮し、選考の上、全学教授会の議を経て転部を許可することができる。

4 本学の学生で、他の学科に転科を希望する者があるときは、所定の手続きに従い、既に修得した授業科目、単位数等を考慮し、選考の上、全学教授会の議を経て転科を許可することができる。

5 本学通学課程から転籍を希望する者があるときは、全学教授会の議を経て許可することができる。

6 第2項、第3項、第4項及び第5項により転入学、転部、転科又は転籍（以下「転入学等」という。）した学生の在学年数には、転入学等以前の在学年数の全部又は一部を通算することができる。

(二重学籍の禁止)

第29条 正科生及び編入生は、本課程に並行して他の大学に在学することはできない。

## 第9章 学習指導

(学習指導)

第30条 学習指導は、教科書等の教材の配布、学習、質疑応答、レポート作成、添削指導及び面接授業ならびに卒業研究等において行う。

## 第10章 試験

(単位の授与)

第31条 単位認定は、次のとおり行う。

- (1) 印刷教材授業は、中間試験及び単位修得試験、その他指導教員が指定した課題によって認定する。
- (2) 面接授業は、平素の成績その他指導教員が指定した試験あるいは課題によって認定する。
- (3) 卒業論文（卒業研究を含む。）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を認定する。
- (4) 実地研修については、研修先の評価及び学生が提出する実地研修報告書を審査し、合格した者に単位を認定する。

（成績評価）

第32条 成績評価の基準は、本学こども心理学部履修規程及びモチベーション行動科学部履修規程の定めるところによる。

2 削除

（再試験・追試験）

第33条 学長は、必要により再試験及び追試験を実施させることができる。

（他大学等における授業科目の履修等）

第34条 他大学等における授業科目の履修等に関しては学則第22条ないし第22条の3を準用する。

第35条 削除

## 第11章 卒業

（進級要件・卒業要件）

第36条 本学で進級または卒業するために必要な単位数は、別表第2-1及び別表第2-2に定めるところとする。ただし、編入生に関しては進級要件を適用しない。

2 進級判定の時期は学期末とし、当該学年までの学期を修了していることとする。

（卒業認定・学位授与）

第37条 本課程に4年以上在学（第17条の規定により入学した者については、2年以上在学）し、所定の単位を修得した者には全学教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に次の学位を授与する。

- (1) こども心理学部こども心理学科 学士（こども心理学）
  - (2) モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科 学士（行動科学）
- 3 卒業延期については、別に定める。

## 第12章 資格・免許

（取得資格・免許）

第38条 本課程において取得できる資格・免許は、次のとおりである。

- (1) こども心理学部こども心理学科  
ア 幼稚園教諭一種免許状

イ 小学校教諭一種免許状

(2) モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科  
なし

2 前項の資格・免許の取得に係る規程については、別に定める。

3 第1項に定める資格・免許の他、本課程において取得できる資格については、別に定める。

4 第1項第1号アに定める免許を取得できる学生の種類は、正科生及び編入生（幼稚園教諭一種免許コース）とする。

5 第1項第1号イに定める免許を取得できる学生の種類は、正科生及び編入生（小学校教諭一種免許コース）とする。

## 第13章 科目等履修生、特別聴講学生

（科目等履修生）

第39条 本課程において開講する授業科目の履修を希望する者は、受け入れに余裕のある場合に限り科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

（特別聴講学生）

第39条の2 協定を結んだ他の高等学校等の生徒について、本課程の授業科目の履修を希望する者は、受け入れに余裕のある場合に限り特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規程は別に定める。

## 第14章 学納金

（学納金）

第40条 学生は、授業料等他所定の学納金を納入しなければならない。ただし、事情により分納を許可することができる。

2 学納金の額は別表第4に定める。

（スクーリング料）

第41条 面接授業を履修するには、別表第4に定めるスクーリング料を所定の期日までに納入しなければならない。

（休学中の学納金）

第42条 休学中の授業料は、所定の手続きを経て、免除することができる。ただし、別途休学料を納入しなければならない。

（既納の学納金）

第43条 既納の学納金は原則としてこれを返還しない。

2 前項にかかわらず、入学辞退による返還については別に定めるところによる。

（学納金の変更）

第44条 学納金は、経済情勢の変動等の事情により変更することができる。

## 第15章 学生証

(学生証)

第45条 正科生及び編入生には学生証を交付する。

(身分証明書)

第46条 削除

(学生証の提示)

第47条 学生は学生証を常時携帯し、本学が求めたときはただちに提示しなければならない。

## 第16章 賞罰

(表彰)

第48条 学業優秀であって、特に模範と認められる者に対してはこれを表彰する場合がある。

(懲戒)

第49条 学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は性行不良、その他学生の本分にもとる行為のあった者に対しては、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当する場合に行うことがある

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

## 第17章 改訂

(改訂)

第50条 本規程は改訂することができる。

2 本規程の改訂は、全学教授会の議を経て、理事会で決定する。

3 本規程の改訂内容は、本学のホームページに掲載する方法により周知する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

なお、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第34号）に伴い、平成21年10月1日以前の入学者が、平成25年4月1日以降に在籍し、幼稚園教諭一種免許状あるいは小学校教諭一種免許状の取得を希望する場合に限り、別表第1-1に掲げる「総合演習」を廃止とし、「教職実践演習（幼）」および「教職実践演習（小）」を開設する。当該科目は、卒業要件単位（専門教育科目 展開科目）に含むこととする。

ただし、平成25年3月31日以前に「総合演習」の単位を修得した者にあつては、従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1-1

東京未来大学

こども心理学部こども心理学科通信教育課程

授業科目の区分、名称及び単位数

一般教育科目（教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群）
教養科目群
<人文>
哲学（2）
宗教学（2）
歴史学（2）
文学（2）
国語表現（2）
<自然科学>
数学（2）
天文学（2）
生命科学（2）
脳科学（2）
環境科学（2）
<社会>
社会学（2）
政治学（2）
経済学（2）
法律学（2）
日本国憲法（2）
スポーツ科目群
体育実技A（1）
体育実技B（1）
レクリエーション論（2）
健康科学論（2）
情報処理科目群
情報科学概論（2）
情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）（2）
情報処理基礎Ⅱ（機器操作を含む）（2）

外国語科目群

- 英語Ⅰ（2）
- 英語Ⅱ（2）
- 英語コミュニケーションⅠ（2）
- 英語コミュニケーションⅡ（2）
- リスニング（2）
- 中国語（2）

専門教育科目（基礎科目、基幹科目、展開科目、卒業研究科目）

基礎科目

- 子ども学（2）
- 心理学概論（こころの形成）（2）
- 心理学概論（こころの理解）（2）
- 乳幼児心理学（2）
- 子ども臨床心理学（2）
- 子どもの心理学（総論）（2）

基幹科目

- 教育心理学（2）
- 青年心理学（2）
- パーソナリティ心理学（2）
- カウンセリング論（2）
- 発達心理学（2）
- 心理学研究法Ⅰ（2）
- 心理統計法Ⅰ（2）
- 心理・教育アセスメントⅠ（2）
- 教育学概論（2）

展開科目

- 認知心理学（2）
- 感情心理学（2）
- 発達生理心理学Ⅰ（2）
- 発達生理心理学Ⅱ（2）
- 比較行動学（2）
- 精神保健学（2）
- 発達の課題と障害（2）
- 発達障害学（2）
- 心身医学（2）
- 心理療法基礎（2）
- 心理療法上級（2）
- 家族の心理学（2）

親子関係の心理学 (2)  
言語心理学 (2)  
集団の心理学 (2)  
学校教育カンファレンス (2)  
子育てカンファレンス (2)  
子どもマーケット調査論 (2)  
子ども文化 (2)  
対人コミュニケーション論 (2)  
対人コミュニケーションスキル (2)  
少年非行の心理学 (2)  
犯罪の心理学 (2)  
心理統計法Ⅱ (2)  
心理学基礎実験 (2)  
心理・教育アセスメントⅡ (2)  
社会的認知 (2)  
文化心理学 (2)  
心理学研究法Ⅱ (2)  
産業カウンセリング (2)  
ストレスマネジメント論 (2)  
国語 (2)  
社会 (2)  
算数 (2)  
理科 (2)  
生活 (2)  
子ども美術 (2)  
家庭 (2)  
子ども体育 (2)  
子ども音楽 (2)  
初等英語 (2)  
音楽実技ⅠA (1)  
音楽実技ⅠB (1)  
初等国語科教育法 (2)  
初等社会科教育法 (2)  
初等算数科教育法 (2)  
初等理科教育法 (2)  
初等生活科教育法 (2)  
初等音楽科教育法 (2)  
初等図画工作科教育法 (2)  
初等家庭科教育法 (2)  
初等体育科教育法 (2)  
初等英語教育法 (2)  
教職論 (2)

比較教育制度論 (2)  
学校安全 (2)  
特別支援教育 (2)  
子ども教育課程論 (2)  
道徳教育 (2)  
総合的な学習の指導法 (2)  
生徒・進路指導 (2)  
教育相談 (2)  
健康 (2)  
人間関係 (2)  
環境 (2)  
言葉 (2)  
表現 (2)  
保育内容総論 (保育指導法) (2)  
健康指導法 (2)  
人間関係指導法 (2)  
環境指導法 (2)  
言葉指導法 (2)  
造形表現指導法 (2)  
音楽表現指導法 (2)  
幼児理解と保育相談 (2)  
教育の方法と技術 (情報通信技術の活用を含む) (2)  
特別活動 (2)  
子ども家庭福祉 (2)  
社会福祉 (2)  
国際社会の福祉 (2)  
教職実践演習 (幼・小) (2)  
教育実習指導 (事前・事後) (幼) (1)  
教育実習Ⅰ (幼) (2)  
教育実習Ⅱ (幼) (2)  
教育実習指導 (事前・事後) (小) (1)  
教育実習Ⅰ (小) (2)  
教育実習Ⅱ (小) (2)  
多文化共生社会論 (2)  
  
卒業研究科目  
こども心理学演習 (2)  
卒業研究・卒業論文 (4)

別表第1-2

東京未来大学

モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通信教育課程

授業科目の区分、名称及び単位数

一般教育科目（教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群）
教養科目群
<人文>
哲学（2）
宗教学（2）
歴史学（2）
文学（2）
国語表現（2）
<自然科学>
数学（2）
天文学（2）
生命科学（2）
脳科学（2）
環境科学（2）
<社会>
社会学（2）
政治学（2）
経済学（2）
法律学（2）
日本国憲法（2）
スポーツ科目群
体育実技A（1）
体育実技B（1）
レクリエーション論（2）
健康科学論（2）
情報処理科目群
情報科学概論（2）
情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）（2）
情報処理基礎Ⅱ（機器操作を含む）（2）

外国語科目群
英語Ⅰ（2）
英語Ⅱ（2）
英語コミュニケーションⅠ（2）
英語コミュニケーションⅡ（2）
リスニング（2）
中国語（2）
専門教育科目（心理・コミュニケーション科目群、経営科目群、教育科目群）
心理・コミュニケーション科目群
心理学概論（2）
パーソナリティ心理学（2）
心理学研究法（2）
社会心理学（2）
心理学統計法（2）
発達心理学（2）
心理学実験（2）
心理調査概論（2）
感情心理学（2）
グループ・ダイナミックス（2）
産業・組織心理学（2）
認知心理学（2）
家族の心理学（2）
臨床心理学概論（2）
モチベーション論Ⅰ（2）
リーダーシップ論（2）
コミュニケーションの心理学（2）
カウンセリング論（2）
産業カウンセリング（2）
モチベーション論Ⅱ（2）
ストレスマネジメント論（2）
心理療法（2）
コミュニケーション・スキル（2）
心理的アセスメント（2）
ポジティブ心理学（2）
心理演習（2）
エイジングの心理学（2）
学習・言語心理学（2）
福祉心理学（2）

経営科目群

- 多文化共生社会論 (2)
- 地域と社会 (2)
- コミュニティデザイン (2)
- 簿記 (2)
- 経営組織論 (2)
- 国際経済 (2)
- 経営管理 (2)
- グローバルビジネス (2)
- 人的資源管理論 (2)
- 経営学 (2)
- 経営リスクマネジメント (2)
- 流通論 (2)
- 消費者行動分析 (2)
- 国際関係論 (2)
- マーケティング (2)
- マーケティング戦略 (2)
- 都市経営論 (2)

教育科目群

- 教育心理学 (2)
- 生涯学習論 (2)
- コンピュータと人間の接点 (2)
- NPOと市民活動 (2)
- 国際理解教育論 (2)
- 異文化コミュニケーション (2)
- コーチング (2)
- 教育と産業社会 (2)
- 社会教育とシティズンシップ (2)
- 地域教育支援論 (2)
- 教育とアイデンティティ (2)
- 教育福祉論 (2)
- コンピュータネットワーク (2)
- 教育学概論 (2)
- 社会福祉 (2)
- 国際社会の福祉 (2)

演習科目

- 演習Ⅰ (2)
- 演習Ⅱ (2)
- 卒業研究 (4)

別表第2-1

東京未来大学こども心理学部こども心理学科

通信教育課程 進級・卒業要件

進級要件

科目区分	3年次への進級要件		4年次への進級要件	
	必修科目	6単位以上	必修科目	12単位以上
一般教育科目	小計	22単位以上	小計	28単位以上
	必修科目	12単位以上	必修科目	16単位以上
専門教育科目	小計	38単位以上	小計	64単位以上
	合計	60単位以上	92単位以上	

卒業要件

科目区分	卒業要件単位				
	必修	選択必修	自由選択	小計	
一般教育科目	教養科目群	2	10	6	32単位以上
	スポーツ科目群	0	2		
	情報処理科目群	4	0		
	外国語科目群	6	2		
専門教育科目	基礎科目	12	0	20	92単位以上
	基幹科目	4	8		
	展開科目	0	48		
	卒業研究科目	0	0		
合計	28単位	70単位	26単位	124単位	

備考（科目名称については別表第1-1を参照のこと）

- 1.教養科目群「人文」については、「国語表現」を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。
- 2.教養科目群「自然科学」「社会」については、それぞれ4単位以上を選択必修とする。
- 3.スポーツ科目群については、2単位以上を選択必修とする。
- 4.情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」を必修とする。
- 5.外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。
- 6.一般教育科目については、合計32単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
- 7.基礎科目については、6科目すべてを必修とする。
- 8.基幹科目については、「教育心理学」「カウンセリング論」を必修とし、残りの科目から8単位以上を選択必修とする。
- 9.展開科目については、計48単位以上を選択必修とする。
- 10.専門教育科目については、合計で92単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
- 11.総計で、通信教育課程の卒業要件を124単位以上とする。
- 12.卒業要件単位124単位のうち、面接授業による単位が30単位以上であること。
- 13.編入生は、進級要件を適用しない。

別表第2-2

モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科

通信教育課程 進級・卒業要件

進級要件

科目区分	3年次への進級要件		4年次への進級要件	
	必修科目	6単位以上	必修科目	12単位以上
一般教育科目	小計	22単位以上	小計	28単位以上
	必修科目	10単位以上	必修科目	16単位以上
専門教育科目	小計	38単位以上	小計	64単位以上
	合計	60単位以上	合計	92単位以上

卒業要件

科目区分			卒業要件単位			
			必修	選択必修	自由選択	小計
一般教育科目	教養科目群	人文	2	2	6	32単位以上
		自然科学	0	4		
		社会	0	4		
	スポーツ科目群	0	2			
	情報処理科目群	4	0			
	外国語科目群	6	2			
専門教育科目	心理・コミュニケーション科目群		10	4	54	92単位以上
	経営科目群		4	8		
	教育科目群		2	10		
演習科目			0	0		
合計			28単位	36単位	60単位	124単位

備考（科目名称については別表第1-2を参照のこと）

- 1.教養科目群〔人文〕については、「国語表現」を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。
- 2.教養科目群〔自然科学〕及び〔社会〕については、それぞれ4単位以上を選択必修とする。
- 3.スポーツ科目群については、2単位以上を選択必修とする。
- 4.情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」を必修とする。
- 5.外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。
- 6.一般教育科目については、合計32単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
- 7.心理・コミュニケーション科目群については、「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」を必修とし、残りの科目から4単位以上を選択必修とする。
- 8.経営科目群については、「地域と社会」「経営学」を必修とし、残りの科目から8単位以上を選択必修とする。
- 9.教育科目群については、「教育学概論」を必修とし、残りの科目から10単位以上を選択必修とする。
- 10.専門教育科目及び演習科目の合計で、92単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
- 11.総計で、通信教育課程の卒業要件を124単位以上とする。
- 12.卒業要件単位124単位のうち、30単位以上の面接授業による修得を卒業要件単位数とする。
- 13.編入生は、進級要件を適用しない。

別表第3

東京未来大学

こども心理学部 こども心理学科 通信教育課程

モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科 通信教育課程

入学検定料

種別	単位：円		
	正科生	三年次編入生	科目等履修生
入学検定料	11,000	11,000	—

別表第4

東京未来大学

こども心理学部 こども心理学科 通信教育課程

モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科 通信教育課程

学納金

学納金科目	単位：円		
	正科生	三年次編入生	科目等履修生
入学金	30,000	—	—
編入学金	—	50,000	—
登録料	—	—	30,000
登録料（継続の場合）	—	—	5,000
授業料／（1年間）	164,000	164,000	—
授業料／（春学期）	(82,000)	(82,000)	—
授業料／（秋学期）	(82,000)	(82,000)	—
授業料／単位	—	—	7,500
スクーリング料（演習・卒業研究科目）／単位	7,500	7,500	7,500
スクーリング料（実技・実験科目）／単位	11,000	11,000	11,000
T.S.科目履修料／科目	11,000	11,000	11,000
休学料／学期	10,000	10,000	—
実習費／単位（スクーリング料含む）	15,000	15,000	15,000
介護等体験費	20,000	20,000	—

# 東京未来大学学位規程

平成24年4月1日 制定  
規程第 2号

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、東京未来大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は学士とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の授与の条件)

第3条 学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対し授与するものとする。

(学位の授与)

第4条 学長は、前条の規定に基づき、学位記を交付して学士の学位を授与する。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、東京未来大学と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、全学教授会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

- (1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき
- (2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本学に返さなければならない。

(学位記の様式)

第7条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

別表第1

学部	学科及び専攻	学位	専攻分野の名称
こども心理学部	こども心理学科 心理専攻	学士	心理学
			<u>Bachelor of Psychology</u>
	こども心理学科 こども保育・教育専攻	学士	保育・教育学
			<u>Bachelor of Childcare and Education</u>
こども心理学科 通信教育課程	学士	こども心理学	
		<u>Bachelor of Child Psychology</u>	
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科	学士	行動科学
			<u>Bachelor of Behavioral Sciences</u>
	モチベーション行動科学科 通信教育課程	学士	行動科学
			<u>Bachelor of Behavioral Sciences</u>

## 東京未来大学学生の懲戒に関する細則

平成19年4月1日 制定

細則第 14号

(目的)

第1条 本細則は、学則第48条及び通信教育課程第49条に基づき、学生の懲戒について定める。

(懲戒の対象)

第2条 懲戒の対象は、次のとおりとする。

- (1) 大学内外における暴力行為
- (2) 試験に関する不正行為
- (3) 学校の定める規則に違反し、再三の注意にもかかわらず改めないもの
- (4) 大学の品位を著しく傷つける言動
- (5) 大学の研究及び教育活動に対する著しい妨害
- (6) その他大学の秩序を乱し、学生の本分を逸脱したと認められる行為

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 学長あての始末書を提出させ、譴責する。
  - (2) 停学 有期と無期に分け、有期は6ヵ月未満、無期は6ヵ月以上とする。
  - (3) 退学 処分としての退学を受けた者の再入学は、処分時より1年以上経過しなければならない。
- 2 停学の期間は、修業年限に含めない。ただし、3か月以内の場合は学部教授会の議を経て含めることができる。

(手続)

第4条 学生が事故を起こした場合は、当該学生の所属学部より意見を付して学生生活委員会に報告する。また、その後の手続は学則第48条に定めるとおりとする。

- 2 懲戒学生に対する処分の通告は、学長が本人に対して行う。なお、この通告は、事情により校内告示をもってかえることができる。
- 3 緊急の場合、当該学生の所属学部からの報告により、学長は学生の一時登校停止の処置をとることができる。
- 4 学生の懲戒が停学である場合、その期間は学長が執行したときより起算する。ただし、学部教授会が受験停止・登校停止期間を停学期間に算入したときはこの限りではない。
- 5 無期停学者については、適当な指導教員を付して生活指導を行い、指導教員が適当と認めた場合、解除の発議をすることができる。
- 6 無期停学者は、当該年度の全単位の取得を無効とする。ただし、停学期間が1年未満で次年度に及ぶときは、いずれか一方の年度の単位取得を認める場合がある。

7 退学者が退学後1年以上を経過し、再入学を申し出た場合は、学部教授会でこれを審議する。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

## 試験及びレポートにおける不正行為者の処分に関する申し合わせ (通信教育課程用)

平成29年4月26日 制定

### (趣旨)

1. 東京未来大学通信教育課程に関する規程第49条及び学生の懲戒に関する細則第2条第1項第2号の規程による、成績評価に係る全ての試験及びレポート等における不正行為者の処分については、この申し合わせによるものとする。

### (定義)

2. 不正行為とは対面授業時の試験、Web受験を問わず次に挙げる行為をいう。
  - (1) 身代わり受験を依頼・実行すること。
  - (2) 他者の作成した論文またはレポート、書籍、記事（web記事も含む）等の一部または全部を自分のものとして提出すること。
  - (3) 他者に依頼をして作成された論文またはレポート、書籍、記事（web記事も含む）等の一部または全部を自分のものとして提出すること。
  - (4) 他者に依頼されて作成した論文またはレポート、書籍、記事（web記事も含む）等の一部または全部が提出されること。
  - (5) 持ち込みが認められているものを試験中に貸借すること。
  - (6) 持ち込みを認められていないノート、参考書、コピー類等を見ること。
  - (7) カンニングペーパー及びそれに準ずるもの（メモ等）の用意又はそれらを使用すること。
  - (8) 所持品、身体、机、壁等に解答及びそれに類するものを書き込むこと。
  - (9) 他者の答案を見ること又は故意に見せること。
  - (10) 共同して答案を交換すること。
  - (11) 言語、動作、携帯電話その他通信手段によって解答を伝達すること又は伝達を受けること。
  - (12) 試験監督者の指示に従わないこと。
  - (13) 試験監督者に対して暴言・暴行・脅迫を行うこと。
  - (14) 試験やレポート（卒業研究や卒業論文等を含む）において、生成AIが作成した回答をそのまま書き写し提出すること。
  - (15) 試験やレポート（卒業研究や卒業論文等を含む）において、教員の指示を超えて無断で生成AIを利用し本人が書いたものだと偽ること。
  - (16) その他不正手段とみなされる一切の行為。

### (処分及び措置)

3. 不正行為と認められた場合の処分及び措置は次の通りとする。
  - (1) 東京未来大学通信教育課程に関する規程第49条に基づき懲戒に処す。ただし停学の場合、期間は6か月未満とし、その期間は当該事実が発生した日から起算するものとする。
  - (2) 不正行為があった場合、1度目は戒告かつ当該科目の単位の認定を不可とし、2度目以降は停学かつ同学期履修の全科目の単位の認定を不可とする。

### (不正行為発見時の処置)

4. 対面授業の試験で不正行為を発見した場合は不正行為に係る学生の受験を停止し、学生証（科目等履修生の場合は身分証明書）、答案用紙及び不正行為に使用した所持品を押収して、当該学生をEM局に同行し、EM局通信教育部員に速やかに連絡する。Web試験もしくはレポート試験において不正行為を発見した場合もEM局通信教育部員に速やかに連絡する。

当該科目担当教職員から不正行為の連絡を受けたEM局通信教育部員は、必要書類を用いて諸手続きを説明し、事実確認の依頼を行う。併せて通信教育部長及び通信学務委員長に不正行為が発見された事案が生じた旨報告する。

### (事実確認及び調査)

5. 不正行為の事実確認は不正行為者、当該科目担当教職員にて行う。
  - (1) Web試験もしくはレポート試験の不正行為者に対し、必要に応じて電話もしくは召還をし、事実確認を行う。
  - (2) 当該科目担当教職員が事実確認の上、様式1に従い確認書を作成しなければならない。
  - (3) 学生は不正行為の事実確認の際、様式2-1に従い異議申し立てをすることが出来る。

### (審議)

6. 通信学務委員長は、前項で作成された書類を基に通信学務委員会で不正行為者の懲戒処分について審議をしなければならない。
  - (1) 通信学務委員長は、通信学務委員会に於いて決定した処分内容案について報告書を作成し、不正行為者の所属する学部の通信教育課程長に報告しなければならない。
  - (2) 当該通信教育課程長は、学部教授会で処分案の審議をしなければならない。

### (決定)

7. 学長は、全学教授会の議を経て、当該学生の懲戒処分を決定する。

## 東京未来大学情報通信設備利用細則

平成31年4月1日 制定  
細則第 22号

(通知)

8. 前条で決定した処分の内容は、様式3-1・3-2に従い学長が本人および保証人に通知するとともに、処分の内容を様式4-1・4-2に従い全教職員に通知する。

(告示)

9. 学長は、この申し合わせによる処分があった場合には春学期または秋学期のうち直近の授業期間中に1か月間、様式5に従ってこれを告示する。

(処分の軽減)

10. 学長は、この申し合わせによる処分を受けた学生のうち改悛の情が顕著であると認められた者について、停学期間を短縮することができる。

(改廃)

11. この申し合わせの改廃は、通信学務委員会の議を経て、全学教授会の承認を得なければならない。

附則

この申し合わせは平成29年4月26日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この申し合わせは令和4年4月1日より施行する。

附則

この申し合わせは令和6年4月1日より施行する。

### 第1章 基本方針

(趣旨)

第1条 この細則は東京未来大学情報教育センター規程に基づき、東京未来大学（以下「本学」という。）の情報通信設備を利用する学生が健全かつ安全に利用することを目的として、本学の情報通信設備の利用について基本的事項を定める。

(対象者)

第2条 この細則は、本学において情報通信設備を利用する全学生および学外者（以下「利用者」という。）に対して適用する。なお、教職員に関する細則については別途定めることとする。

(規約の合意)

第3条 利用者はこの細則を熟読し、内容について十分理解した上で利用規則を遵守しなければならない。本学の情報通信設備を利用した場合、本規約に関して自動的に合意したものとみなす。

(対象システム)

第4条 この細則でいう情報通信設備とは、本学において使用されるサーバ、パソコン、プリンタ、その他ネットワーク機器等、全ての情報通信設備をいう。

### 第2章 遵守事項

(ユーザID、パスワード利用規約)

第5条 パスワードの文字列について、利用者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) パスワードは必ず推測され難いものを採用し、氏名、誕生日等で永続的に使用し続けることを禁止する
- (2) 必ず半角英数字に対して大文字、小文字を混在させた8字以上のパスワードを使用する
- 2 ユーザID及びパスワード（以下「ID等」という。）を他人が見える場所に保管してはならない。また、共有パソコンでWebブラウザの機能を使用したパスワードの記録を禁止する。
- 3 原則としてメール及び電話等によるID等の問い合わせは行わない。また、本学関係者を名乗る者の問い合わせに対して、本人確認が困難であることから、本学は回答を行わないものとする。
- 4 本学の当該担当者は、安易に第三者へID等を教えてはならない。また、電話で個人宛へ連絡を行いID等について問い合わせることを禁ずる。
- 5 利用者は、ID等の忘却等の理由により再発行の依頼を行う場合は、必ず本人が理由

を報告の上、本学の窓口にて申請を行うこととする。

- 6 利用者は、他人のID等を利用してはならない。また、自身のID等を他人へ貸与してはならない。

(Webブラウザ利用規約)

第6条 濫りに業務、研究教育とは無関係のサイトを閲覧してはならない。特定サイトへの極端なアクセス増加を検知し、学内ネットワークへの影響がみられた場合には、対象サイトへのアクセスを制限する場合がある。

(個人情報の保護)

第7条 本学指定のサイト以外での個人情報の入力を禁ずる。

(ダウンロード)

第8条 本学の許可なく学内ネットワークを利用し、ソフトウェアをダウンロードしてはならない。ダウンロードの実行を催すメッセージが表示された場合には、キャンセルを実行すること。

- 2 大容量ファイルのダウンロード及びオンラインによる動画の閲覧は、インターネット回線を著しく占有し、ネットワークに問題を発生させる場合があるため、極力ダウンロード及び閲覧を行わない。
- 3 モニタ画面に表示されている内容をよく理解し、安易に [OK] ボタンなどの許可を押下しない。

(電子メール利用規約)

第9条 見覚えのない送信者からのメール及び添付ファイルは開かない。特にタイトルが英語や外国語の表記、もしくは文字化けをしているメールは注意を要する。

- 2 メールを送信する場合、極端に大きなファイル (1MB以上) を添付しない。また、個人情報の記録されているファイルはパスワード付圧縮を行い送付する。
- 3 スпамメール (営利目的により無差別に大量配信されたメール) には返信してはならない。
- 4 行事の案内等、複数の宛先にメールを送信する場合は、必要に応じてBCCを利用する。
- 5 HTMLメールの利用は原則禁止とする。また、本学の許可により利用する場合は、メールを受け取る相手の環境を十分考慮した上で利用することとする。

(コミュニティサイト利用規約)

第10条 学内を含むすべてのパソコンを利用して個人情報が特定できる文章や誹謗中傷を含む文章をブログ、チャットなどすべての情報配信技術を用いての書き込み、サイトの作成を行ってはならない。

- 2 他人の発言や文章、論文、画像、映像を許可無く転載してはならない。ただし、必要な場合は必ず著作権の確認を行った上での転載である事を明記する。

(ウイルス対策規約)

第11条 学内ネットワークに接続するパソコン (学生による持ち込みを含む) 及びサーバは必ずウイルス・セキュリティ対策ソフトにより保護するものとし、保護されないパソ

コンの持ち込み及びネットワーク接続を禁ずる。

- 2 学内でパソコンを利用している時にコンピュータウイルスを検出した場合は、パソコンからネットワークケーブルを外し、早急に本学へ連絡を行うものとする。ただし、ウイルスの駆除に成功した場合も必ず本学まで連絡を行うこと。

(パソコン、ソフトウェア規約)

第12条 個人の判断により、学内の情報通信機器、ソフトウェアの設定変更を行ってはならない。

- 2 本学の許可無く、学内共有パソコンにソフトウェア、ドライバ等のインストールを行ってはならない。
- 3 すべてのソフトウェアについて、違法コピーを行ってはならない。また、違法コピーされたソフトウェアを利用することについても禁ずる。
- 4 すべてのソフトウェア・情報通信機器について、ライセンス違反を行ってはならない。
- 5 学内共有のソフトウェア、パソコンの反応がなくなっても不用意に電源ボタンを押さず、必ず本学へ問い合わせを行う。
- 6 長時間離席する際は、パソコンの画面をロックまたはシャットダウンする。
- 7 パソコン及び周辺機器保守について、利用者は次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 学内のパソコンは利用終了と同時に電源を切り、原則として毎日電源を切ることとする。なお、点検による停電時は前日に、落雷等による停電時は、速やかにすべての情報通信機器の電源を切る。
  - (2) 本学の許可無く周辺機器の増設、情報通信機器の変更等をしてはならない。
  - (3) パソコン、周辺機器などの精密機器を扱う場所では衛生を保ち、機器の破損が起きないように注意する。
- 8 利用者は、情報通信機器、周辺機器、ソフトウェアの盗難に注意しなければならない。また、重要情報が記録された媒体 (CD-ROM,DVD,USBメモリ,FD) 等を不用意に机の上へ置かない等の注意を要する。
- 9 本学に許可無く学内に情報通信機器の購入、増設、置換を行ってはならない。許可無く設置した場合の機器動作検証については本学では一切関知をしない。

(ファイルサーバ規約)

第13条 作成した学内関連のデータはファイルサーバに保存することが望ましい。

- 2 学内ファイルサーバに保存されたデータを誤って削除した場合は、基本的に復旧しない。
- 3 学生は学内ファイルサーバへのアクセス権を持たない。また、本学の許可無く学生へファイルサーバへのアクセス権の付与・貸与を行ってはならない。

(データ規約)

第14条 本学の許可無く学内データの持ち出しを禁止し、外部にパソコンのデータを持ち出す場合は取り扱いについて十分注意をする。

- 2 外部より持ち込んだデータは、必ずウイルスチェックを実行することとする。

- 3 フロッピーディスク、CD-R等のデータが保存された記録媒体及び機密書類を机上に放置したままで帰宅してはならない。

(物理規約)

第15条 学内パソコンの修理を依頼する場合、原則として保存されているデータは初期化される。

- 2 学内の情報通信機器を、本学の許可無く無断で設置場所から移設してはならない。
- 3 学内のソフトウェア・情報通信機器を、本学の許可無く無断で廃棄してはならない。
- 4 本学のサーバールームへ入室するには本学の許可が必要であり、無断で立ち入る事を禁じ、外部取引先が作業を行う場合は、本学の人間が必ず立ち会うものとする。
- 5 本学の機器を利用する際、プラグがコンセントに確実に差し込まれているか確認し、コンセントは家庭用ではなく業務用OAタップを利用し、個人による持ち込みを禁ずる。
- 6 プリンタ、複合機等の印刷物を長時間放置してはならない。

(情報処理室利用規約)

第16条 本学情報処理室の利用は本学関係者、または本学教職員が特別に認めた者のみに限定する。

- 2 ウィルス感染、機械の異常を感じた場合、放置せず速やかに本学へ報告を行う。
- 3 情報処理室内では一切の飲食を禁止する。
- 4 本学資産に対する損害が発生するすべての行為を禁ずる。
- 5 利用者は、次の各号に掲げる行動指針を遵守するものとする。
  - (1) 本学で許可したものを除き、外部より持ち込んだ情報通信機器を学内の情報通信機器へ接続することを禁ずる。
  - (2) 教育研究目的に関係のないサイトの利用、閲覧、書き込み、ソフトウェアによる文書の作成、CD-ROM、DVD-ROMの再生など、すべての行為を禁ずる。
  - (3) 教育研究目的に関係のない文書の作成等、ソフトウェアの私的利用を禁ずる。
  - (4) 情報処理室内のパソコンには個人の私的なデータを保存してはならない。
- 6 情報処理室内のパソコンは、全て一定の周期で初期化される。

(図書館パソコン利用規約)

第17条 原則として、本学図書館パソコンの利用は本学関係者（学生・教職員）、その他図書館長が認めた者のみに限定する。

- 2 ウィルス感染、機械の異常を感じた場合、放置せず速やかに図書館職員へ連絡をする。
- 3 利用者は、次の各号に掲げる行動指針を遵守するものとする。
  - (1) 本学で許可したものを除き、外部の情報通信機器を学内の情報通信機器へ接続することを禁ずる。
  - (2) 教育研究目的に関係のないサイトの利用、閲覧、書き込み、ソフトウェアによる文書の作成、CD-ROM、DVD-ROMの再生など、すべての行為を禁ずる。また、原則として図書館内に設置されるパソコン端末は図書検索の目的を第一とし、図書検索

以外の利用、占有により、他者の利用を妨げてはならない。

- (3) 業務及び教育研究目的に関係のない文書の作成等ソフトウェアの私的利用をすべて禁ずる。
- (4) 図書館内の共有パソコンに個人の私的なデータを保存してはならない。
- (5) 図書館内に設置されているすべての情報通信機器について、図書館職員や本学職員の許可無く電源のオン、オフをしてはならない。

### 第3章 懲戒規約

(懲戒規約)

第18条 本細則の遵守事項に違反した者は、その違反内容によって懲戒となる場合がある。懲戒に相当する行為を行った者については、学生生活委員会において懲戒の審議を行う。

(例外事項)

第19条 業務等の都合により本規約の遵守事項が守れない例外状況が発生した場合は、本学へ事前に報告を行い、例外の適用承認を必ず受けなければならない。

(公開事項)

第20条 この細則は対象者にのみ公開するものとし、外部には公開しないものとする。

(免責事項)

第21条 学内に設置されているすべての情報通信機器使用時に発生した如何なる障害・損失についても、本学では一切補償をしない。

(改廃)

第22条 東京未来大学情報教育センターは必要に応じて細則の内容について審議し、必要であると認められた場合には速やかに変更を行うものとする。ただし、東京未来大学情報教育センターの判断により変更が必要であると判断した場合、予告なく変更を行うことができるものとする。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年3月1日から適用する。

# 東京未来大学通信教育課程 実習の申し合わせ

平成26年11月19日 制定

1. 目的  
この「実習の申し合わせ」は、東京未来大学において行われるすべての実習及びそれに係る事前事後指導について定めるものとする。ここで定める実習とは介護等体験を含む。
2. 履修要件教育実習及び事前事後指導を履修する学生は、次に該当する者とする。
  - (1) 心身ともに実習に耐えうる健康状態の者
  - (2) 人物、生活態度が実習生として適している者
  - (3) 実習先の方針に従って実習を行うことができる者
  - (4) 実習要件科目を充足している者
  - (5) 事前指導受講学期に3年次、教育実習実施学期に4年次に進級している者
  - (6) 各学部・課程が定める一定の成績を有する者
  - (7) 実習に関する事務手続きが適正に完了している者
  - (8) 期限内に学費及び実習費を納入している者
3. 実習の延期について  
次に該当する場合、教育実習を延期しなければならない。
  - (1) 実習の前学期までに事前指導をすべて受講できなかった場合
  - (2) 実習の前学期までに実習要件を充足できなかった場合
  - (3) 実習実施予定学期に4年次に進級できなかった場合
4. 実習の中止について  
次に該当する場合、教員の判断により保育・教職センターの議を経て、実習を中止するものとする。実習を中止した場合は、単位不認定となる。
  - (1) 実習に関する提出物に遅延、未提出があった場合
  - (2) 実習先が実施するオリエンテーションを遅刻、または欠席した場合
  - (3) 実習を無断で遅刻または欠席した場合 ※1 ※2
  - (4) 実習中に不適切な行為があった場合
  - (5) 実習中に専念義務に反した場合
  - (6) 心身の健康状態等によって、実習の開始・継続が困難と見なされる場合 ※3
  - (7) その他、実習の開始または継続が困難と思われる場合

※1 健康上の問題や自然災害など、やむを得ない事由で実習を遅刻又は欠席する場合は、実習先と大学に連絡を入れなければならない

※2 やむを得ない事由により実習を欠席した場合、実習先との協議の上、日程の補充を行うものとする
5. 単位認定及び評定について
  - (1) 定められた実習日数を満了しなければならない
  - (2) 実習の評定については、実習先の評価を基に担当教員が総合的に判断し決定する
  - (3) 実習にかかわる事柄について守秘義務に違反した場合、単位を認定しない
  - (4) 実習生として不適切な行為が明らかになった場合、単位を認定しないことがある
6. 実習の諸費用について  
実習に関する下記の費用は学生負担とする。
  - (1) 交通費
  - (2) 宿泊費
  - (3) 給食費
  - (4) 健康診断、細菌検査の費用
  - (5) 実習中に使用する教材費
  - (6) その他、実習先から指定されたもの
7. 実習に関する申告について  
以下に該当する学生は、実習前に大学へ申告しなければならない。大学は、実習生及び実習先の子ども・利用者の安全を確保するため、学生の許可を得て必要に応じて実習先へ申告を行う。その結果、実習先が受け入れ不可とした場合は、保育・教職センター内で協議し、今後の実習について検討する。なお、申告された内容は、実習に関する範囲で使用される。
  - (1) 継続した心身の障がいや、病気がある場合
  - (2) 個人的事由により、行動や食事に制限がある場合
  - (3) 食べ物・動植物のアレルギーがある場合
8. 実習先の選定について
  - 1) 実習を行う学校・園は本学が実習先として適切であると認めた学校に限る
  - 2) 前項の趣旨に基づき、実習は以下の学校・園では行うことはできない
    - (1) 本学在学学生及びその親族が運営している学校・園
    - (2) 友人・知人及びその親族が運営している学校・園
    - (3) 親族が勤務、在籍、運営している学校・園
    - (4) 学生本人が現在勤務しているか、または過去5年以内に勤務していたことのある学校・園（アルバイト含む）

(5) その他、保育・教職センターが教育上の見地から実習実施に不適切と判断する  
学校・園

9. 自己都合による辞退について

自己都合により教育実習を辞退する場合、本学で再度実習を行うことはできない。また学校・園に内諾を得た後に辞退する場合は「教育実習辞退届」を提出する。

附 則

この申し合わせは、平成27年4月1日から施行する。

東京未来大学校歌

# 輝く水辺

小山内美江子 作詞

上條 恒彦 作曲

宇賀神 典子 編曲



1.か が やくーみず べ ま な びのふるさと みら  
(2.わ) か いうたーご え あ お ぞらにひびき てを  
(3.わ) か ものほぐく む だ い ちのーめぐみ ゆた



い によせる たいしをむーねに どりょくひとす  
とりあおう ささーえーあ おう ゆめを ひるげ  
か なおしえ あす へつーな げ いのち かがや



じ さーわ やかに ともとともに We go to-ge-ther\_とう  
て さーわ やかに まなべともに We learn to-ge-ther\_とう  
き さーわ やかに ともに いきる We live to-ge-ther\_とう



1. きょうみらい だいがく 2.わ きょうみらい だいがく <間奏>



3.わ



3. きょう み ら い だ い が く

東京未来大学校歌「輝く水辺」

作詞 小山内美江子  
作曲 上條 恒彦  
編曲 宇賀神 典子

一、輝く水辺 学びのふるさと  
未来に寄せる大志を胸に  
努力ひとすじ さわやかに  
友と共に  
We go together  
東京未来大学

二、若い歌声 青空にひびき  
手とり合おう 支え合おう  
夢をひろげて さわやかに  
学べ共に  
We learn together  
東京未来大学

三、若者はぐくむ 大地の恵み  
ゆたかな教え 明日へつなげ  
いのち輝き さわやかに  
共に生きる  
We live together  
東京未来大学

## 東京未来大学 通信教育課程

〒120-0023

東京都足立区千住曙町34-12

TEL: 03-5813-2553

FAX: 03-5813-2531

E-mail: tsushin-info@tokyomirai.jp



**東京未来大学 通信教育課程**  
<https://corres.tokymirai.ac.jp/>

〒120-0023 東京都足立区千住曙町 34-12  
TEL: 03-5813-2553 FAX: 03-5813-2531  
E-mail: tsushin-info@tokymirai.jp